

八郎潟町障がい者計画
第7期 障がい福祉計画
第3期 障がい児福祉計画

令和6年3月

八 郎 潟 町

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
(1) 我が国における障害者施策の方向性.....	1
(2) 国の主な障がい者支援の取り組みの流れ.....	2
(3) 秋田県における障がい者支援の取り組み.....	3
(4) 八郎潟町における計画策定の目的.....	3
2. 計画の基本的事項.....	4
(1) 計画の位置づけ.....	4
(2) 計画の期間.....	5
3. 計画の対象者.....	6
第2章 障がい者福祉を取り巻く状況.....	7
1. 地域福祉を取り巻く状況.....	7
(1) 人口の状況.....	7
(2) 障がい者の状況.....	9
2. 障がい福祉サービスの進捗状況.....	19
(1) 自立支援給付サービス.....	19
(2) 地域生活支援事業.....	26
3. 障がい児福祉サービス等の利用状況.....	31
(1) 障がい児通所支援サービス.....	31
4. 現行計画記載事業に対する進捗評価.....	33
(1) 計画記載事業の実施状況.....	34
(2) 施策・事業の進捗評価.....	34
第3章 計画の基本方向.....	35
1. 基本理念.....	35
2. 基本施策.....	36
3. 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス推進の考え方.....	37
4. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画のサービスの体系.....	39
第4章 施策の展開.....	40
基本施策1：地域の生活支援の充実.....	40
基本施策2：支え合いの地域社会づくり.....	42
基本施策3：障がいのある人の自立と社会参加の促進.....	44
基本施策4：自立支援給付サービスの推進.....	46
(1) 訪問系サービス.....	46
(2) 日中活動系サービス.....	48
(3) 居住系サービス.....	53
(4) 相談支援.....	55
(5) 自立支援医療.....	57
(6) その他サービス.....	58
基本施策5：地域生活支援事業の推進.....	59
(1) 必須事業.....	59
(2) 任意事業.....	64
(3) 町単独事業.....	66

基本施策6：障害児通所支援の推進.....	67
基本施策7：障害児入所支援の推進.....	70
第5章 計画の成果目標.....	71
1. 国の指針.....	71
2. 本町における成果目標の設定.....	72
第6章 計画の推進にあたって.....	73
1. 計画の推進における基本姿勢.....	73
2. 計画推進における役割分担.....	74
3. 計画推進に向けた多様な連携の推進.....	75
4. 計画の進行管理体制.....	76
(1) 計画の進行管理と評価.....	76
(2) 庁内における進捗評価の体制.....	77
(3) 人材の育成・確保.....	77
(4) 計画の実施状況の公表.....	77
5. 計画の普及・啓発の推進.....	78
参考.....	79
■ 国の「障害者基本計画（第5次）」における成果目標.....	79
(1) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止.....	79
(2) 安全・安心な生活環境の整備.....	79
(3) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実.....	82
(4) 防災、防犯等の推進.....	83
(5) 行政等における配慮の充実.....	83
(6) 保健・医療の推進.....	84
(7) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進.....	86
(8) 教育の振興.....	88
(9) 雇用・就業、経済的自立の支援.....	90
(10) 国際社会での協力・連携の推進.....	91
■ 用語解説.....	92

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1) 我が国における障害者施策の方向性

国においては、「障害者基本法」に基づいて障害者の自立とあらゆる分野の活動への参加の促進に向けて取り組んでいくという方向性が示されています。

平成23年の「障害者基本法」の改正においては、平成19年に我が国が署名した障害者の権利に関する条約の批准に向けた国内法整備の一環として、条約が採用する、いわゆる「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が新たに取り入れられました。

そして、平成25年には「障害者基本計画(第4次)」が閣議決定され、障害者の権利に関する条約との整合性確保に留意しつつ、各分野に共通する横断的視点として、「条約の理念の尊重及び整合性の確保」、「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上」、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障害特性等に配慮したきめ細かい支援」、「障害のある女性、子供及び高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援」及び「PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進」の6点が掲げられるとともに、11の施策分野ごとに基本的考え方や具体的な取り組みが示されました。

また、平成25年には障害者総合支援法が制定され、「障害者福祉計画」を策定すること、さらに平成28年には「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正により、これまで障害福祉計画の中に含まれていた障害児福祉の取り組みについて「障害児福祉計画」として策定することが定められました。

令和4年には障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進することを目的として、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が制定され、障害者基本計画の策定や変更に当たっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされました。

こうした流れを受けて、令和5年には「障害者基本計画(第5次)」が閣議決定され、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調といった基本原則の下、2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承、新型コロナウイルス感染症拡大とその対応、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現(SDGsの視点)といった近年の社会情勢の変化を踏まえ、令和5年度から令和9年度までの障害者施策の基本方針として、次のようなことが掲げられました。

基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

各分野に共通する横断的視点

- 障害者の権利に関する条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 共生社会の実現に資する取組の推進
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

(2) 国の主な障がい者支援の取り組みの流れ

	障がい者福祉
平成 15 年	支援費制度
平成 17 年	発達障害者支援法 精神保健福祉法改正 障害者自立支援法
平成 18 年	バリアフリー新法
平成 23 年	障害者基本法改正 障害者虐待防止法
平成 25 年	障害者総合支援法 地域支援事業の拡充 障害者施設等製品優先調達法 障害者基本計画（第3次）
平成 26 年	障害者の権利に関する条約批准（国内法整備）
平成 27 年	難病患者に対する医療等に関する法施行
平成 28 年	障害者差別解消法 障害者雇用促進法 発達障害者支援法改正
平成 30 年	障害者総合支援法改正 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 障害者基本計画（第4次）
平成 31 年 ／令和元年	障害者文化芸術推進計画策定 障害者雇用促進法改正
令和 2 年	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律改正
令和 4 年	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）
令和 5 年	障害者基本計画（第5次）

(3) 秋田県における障がい者支援の取り組み

秋田県においては、障害とは“心身機能の障害だけでなく、障害のある人が利用しにくい様々な要素(社会的障壁)により制限を受けているもの”とする「障害の社会モデル」の考えのもとに、これまでの計画の趣旨や基本的な施策を活かしつつ、令和3年3月に「第2次秋田県障害者計画」(令和3～8年度)を策定して施策を展開しています。

「第2次秋田県障害者計画」では「全ての県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」という基本理念の下、4つの基本目標を設定しています。

基本理念

全ての県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現

基本目標

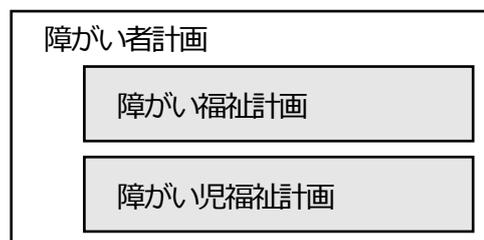
- I 誰もが共生する社会
子どもからお年寄りまで、障害のある人もない人も共に理解し、互いに支え合って暮らせる秋田を目指します。
- II 安全・安心な生活環境
バリアフリーや情報の相互利用が円滑に図られ、地域で安全・安心に暮らすことのできる秋田を目指します。
- III 障害福祉サービスと保健・医療
子どもから高齢者まで、障害の種類や特性に応じた支援を十分な選択により得られ、家族が安心できる秋田を目指します。
- IV 社会参加と自立
障害のある人も働く意欲を持って、自らの特性を活かして社会に参加し、スポーツ活動や創作活動、仲間との交流を通して生きがいを感じられる秋田を目指します。

(4) 八郎潟町における計画策定の目的

本町においても障がいのある人を取り巻く状況は日々変化しており、障がいのある人や介護者の高齢化、障がいの重度化や重複化などに対応しつつ、国や秋田県の示した障がい者支援の方向性を踏まえ、障がい者計画や障がい福祉計画、障がい児福祉計画を策定し、障がい児・者が、能力や適性に応じて自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、自立支援給付及び地域生活支援事業を含め、障がい者とその家族に寄り添った支援を充実させ、地域で安心して生活できる基盤の整備を進めてきました。

しかし、令和5年度にはこれまでの計画の計画期間が終了することから、その間に示された国や県の方向性や近年の社会情勢の変化などを踏まえ、「障がい者計画」を障がい者及び障がい児を含む、町全体の障がい者施策を推進していくための総合的な計画と位置づけ、その中で特定のサービスの推進計画として、「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」を内包した形で一体的に3計画を策定するものとします。

3計画を一体的に策定 ⇒



2. 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

1) 計画の法的根拠

本計画は、障害者基本法に基づく町の「障害者計画」であり、障がい者施策を推進するにあたっての基本理念及び基本目標を示すことにより、その方向性を明らかにし、今後の障がい者福祉にかかわる行政運営の指針とするものです。

また、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」と、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」としても位置づけられ、障がい者及び障がい児への福祉サービスがどれだけ必要となるのかの3年間の見込み量とそのサービスを確保するための方策について定めた計画となっています。

○障害者計画

障害者基本法第 11 条第 3 項に規定する「市町村障害者計画」に相当するものであり、本町における障がい者及び障がい児のための施策に関する基本的な計画です。

○障害福祉計画

「障害者総合支援法」に基づく市町村障害福祉計画で、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものです。

市町村障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条により、策定が義務づけられている計画です。

○障害児福祉計画

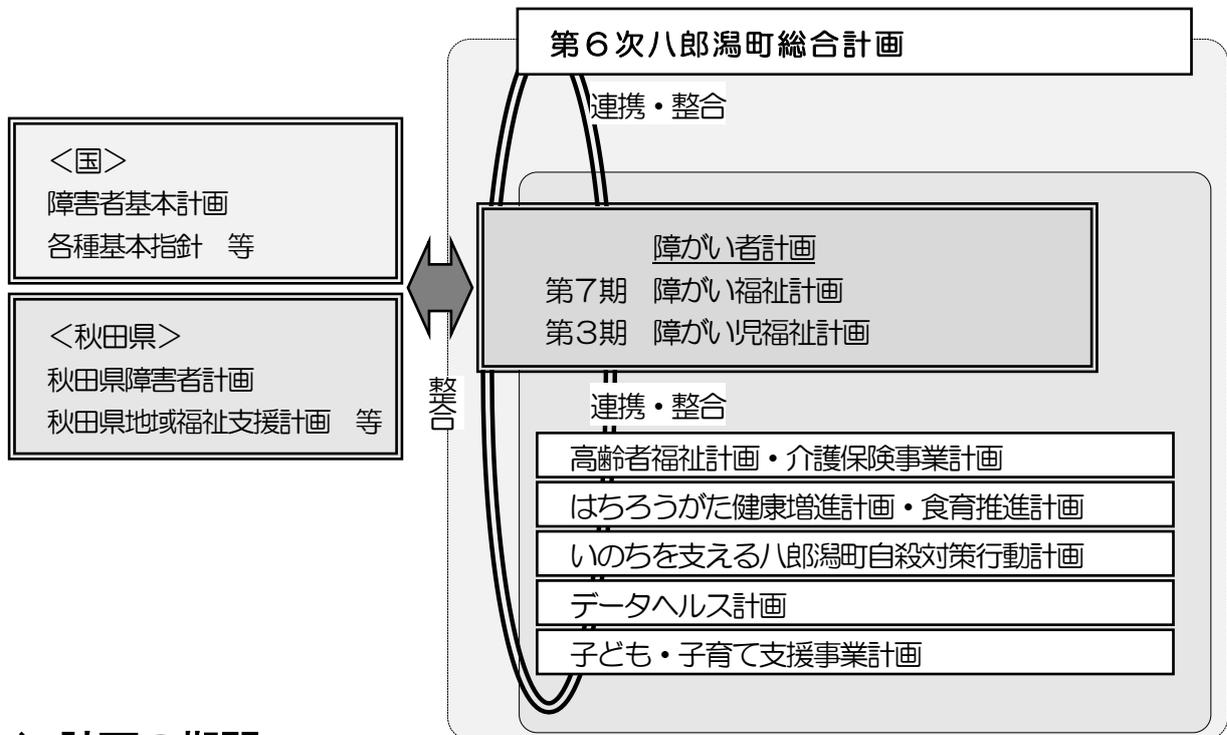
児童福祉法第 33 条の 20 に規定する「障害児福祉計画」に相当するものであり、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築するとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図ることを目指す計画です。

障がい児支援は、市町村における障害児通所支援と都道府県における障害児入所支援を両輪として推進されるため、県と密接な連携を図りながら推進していきます。

本町においては、「障がい者計画」を障がい者及び障がい児を含む、町全体の障がい者施策を推進していくための総合的な計画と位置づけ、その中で特定のサービスの推進計画として、「障がい福祉計画」と「障がい児福祉計画」を内包した形で一体的に3計画を策定するものとします。

2) 関連計画との関係

計画策定にあたっては、本町の最上位計画である「八郎潟町総合計画」における関連施策の方向性を踏まえるとともに、国の方針や県の計画、その他関連する諸計画と相互に連携し、整合性に留意するものです。

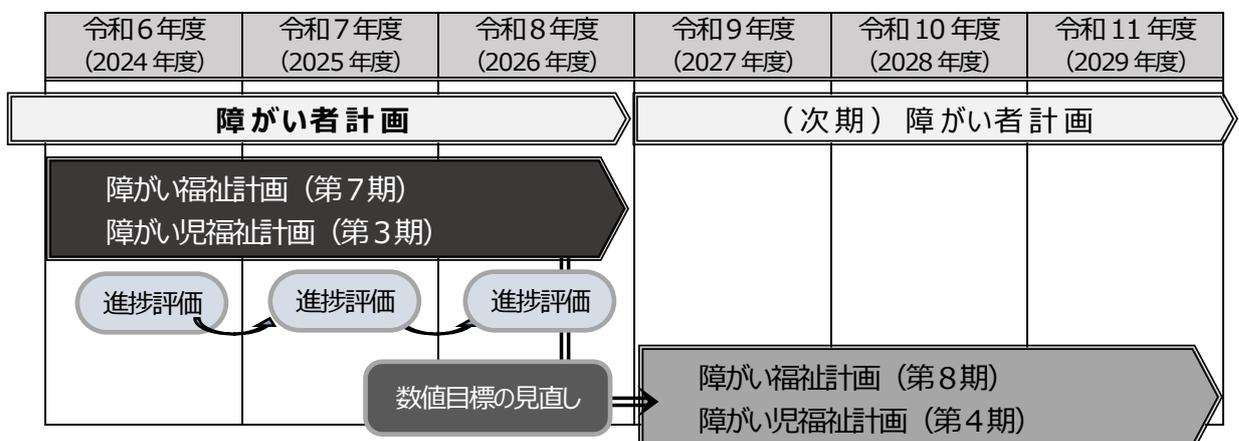


(2) 計画の期間

障害者計画は令和3年度から令和8年度までの6年間の計画となっており、障害者福祉計画・障害者児童福祉計画の改訂にあわせ、後半3年間(令和6～8年度)に向けて中間見直しを行いました。

障害者福祉計画・障害者児童福祉計画は、令和8年度中に目標数値等の見直しを行い、令和9年度からの次期計画の数値目標を設定します。

また、計画の内容と実際の状況にかい離がある場合は、計画期間中においても適宜計画の見直しを行うものとします。(国の第5次障害者基本計画の計画期間は令和5～9年度までの5年間)



3. 計画の対象者

本計画は、障害者基本法の理念に基づき、保健、医療、福祉、教育等の対人サービスについては身体障がい(児)者、知的障がい(児)者・精神障がい者のほか、難病患者、発達障がい、高次脳機能障がい等も対象とします。

しかし、ノーマライゼーション社会の実現のためにはすべての住民の理解と協力が必要です。したがって、本計画は全住民を対象としています。

○障害者基本法（抄）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

○障害者総合支援法（抄）

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。

○児童福祉法（抄）

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいう。

- ② この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいう。

○発達障害者支援法（抄）

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

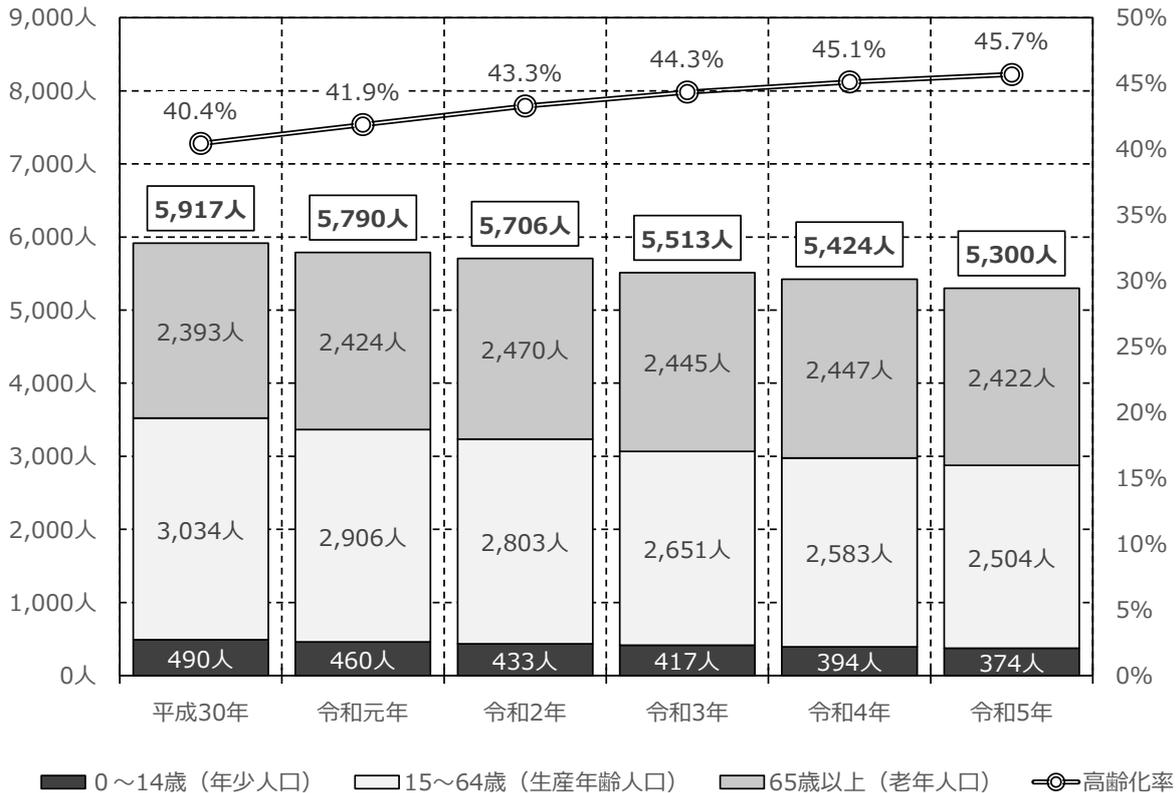
- 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活または社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

第2章 障がい者福祉を取り巻く状況

1. 地域福祉を取り巻く状況

(1) 人口の状況

1) 年齢3区分別人口の推移

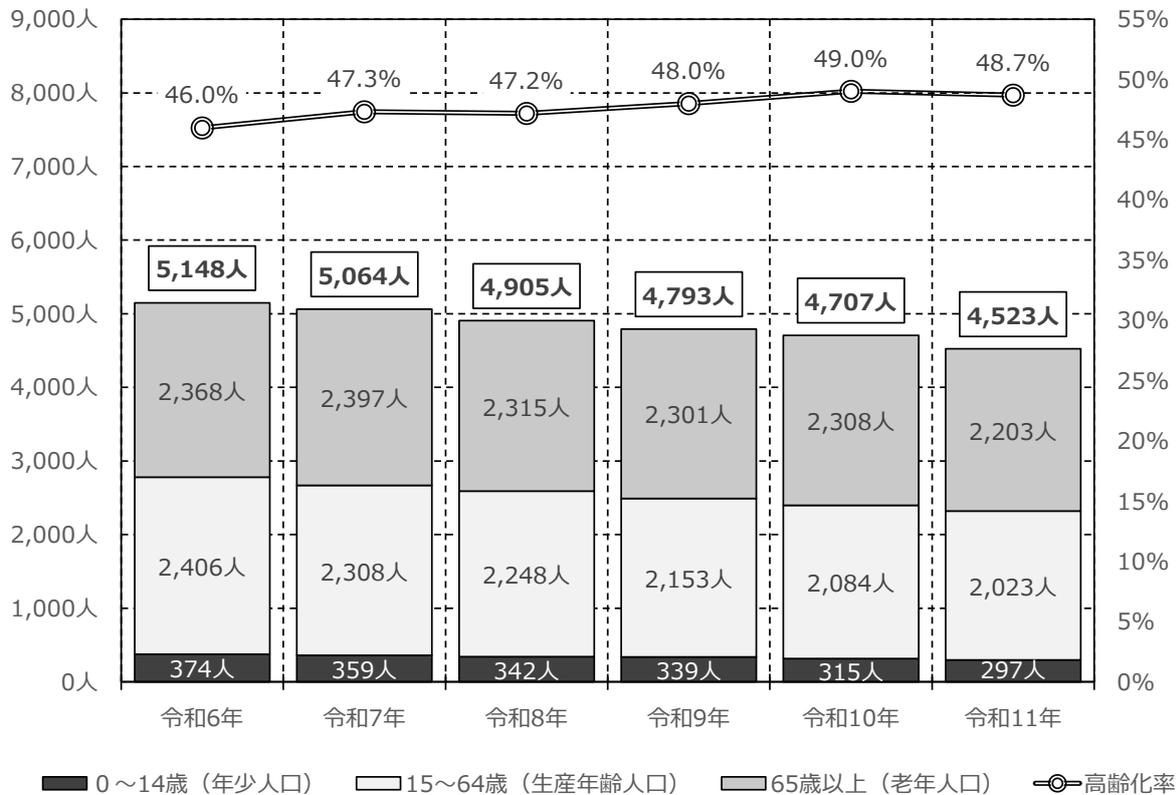


資料：住民基本台帳（各年度10月1日現在）

総人口は平成30年度以降やや減少傾向にあります。0～14歳の年少人口、15～64歳の生産年齢人口も減少傾向にあり、0～14歳の年少人口は平成30年から令和4年にかけて96人減少し、平成30年の8割の水準まで減少しています。

65歳以上の老年人口は令和4年までゆるやかに増加を続けていますが、令和5年には減少に転じています。高齢化率は上昇を続け令和5年には45.7%となっています。

2) 年齢3区分別人口の推計



資料：住民基本台帳（各年度10月1日現在）

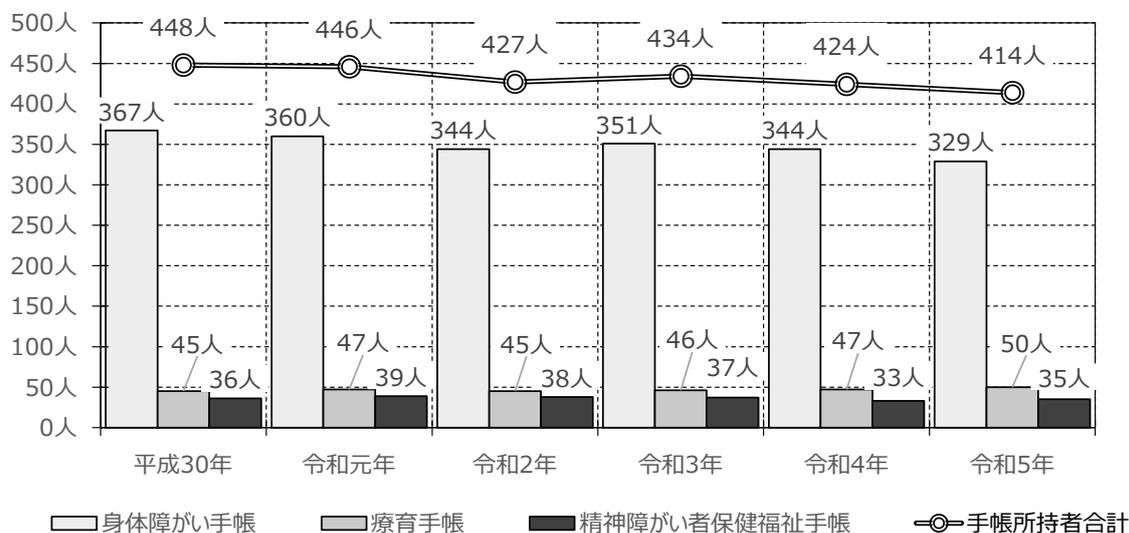
※コホート変化率法による推計

総人口は令和6年以降も減り続け、令和8年には5,000人を下回り、令和11年には令和5年の8.5割の水準まで減少すると思われます。

いずれの区分の人口も減少傾向で推移していくものと思われますが、65歳以上の老年人口よりも、0～14歳の年少人口や15～64歳人口の生産年齢人口が減少する割合が高いと予測されることから、高齢化率はおおむね横ばいに推移していくと思われます。

(2) 障がい者の状況

1) 障がい者手帳所持者数



各年4月1日現在、健康福祉課

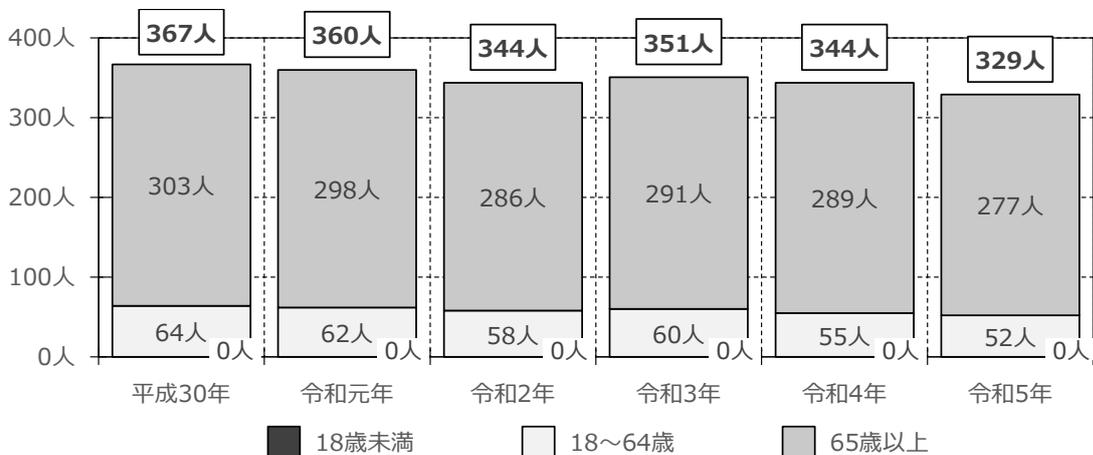
各種障がい者手帳の所持者数の合計は400人台前半でやや減少傾向で推移しています。

手帳の中では各年度、身体障がい者手帳の所持者数がもっとも多くなっていますが、わずかに減少傾向にあり、令和5年は329人となっています。

療育手帳の所持者数は45～50人、精神障がい者保健福祉手帳の所持者は30人台でほぼ横ばいに推移しています。

2) 身体障がい者手帳所持者数

①年齢の内訳

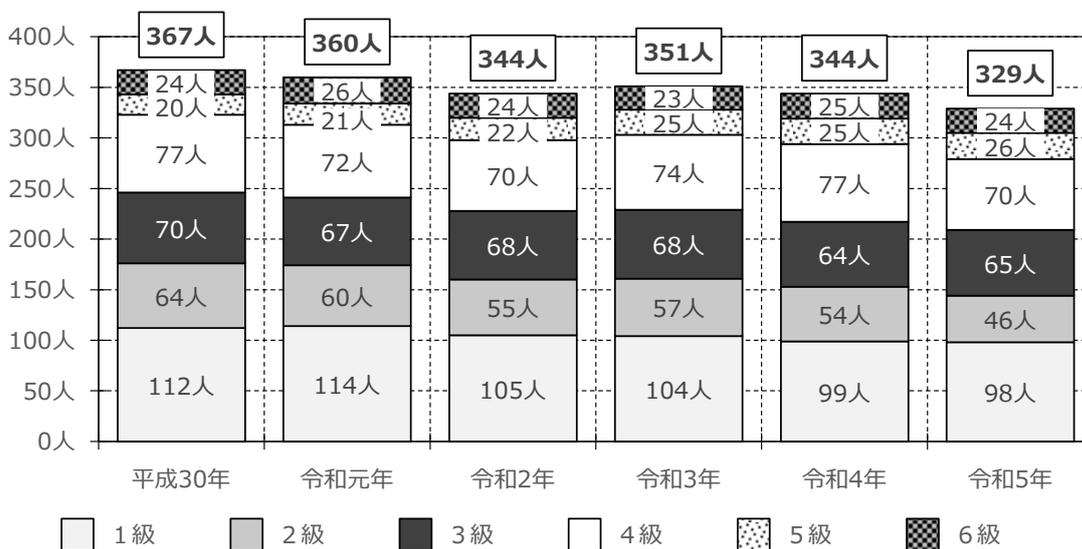


各年4月1日現在、健康福祉課

身体障がい者手帳所持者数について年齢別にみると、各年度、18～64歳は60人前後と全体の2割弱程度、65歳以上が300人前後と全体の8割以上を占めています。

18歳未満の所持者はいない状況となっています。

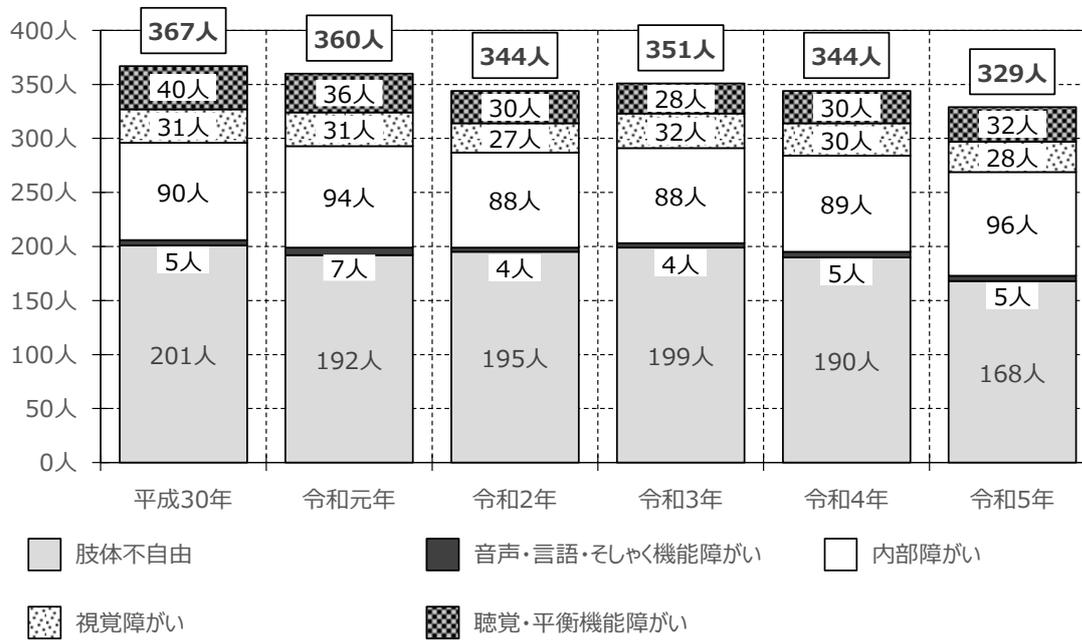
②等級の内訳



各年4月1日現在、健康福祉課

身体障がい者手帳所持者数について手帳の等級別にみると、各年度、1級が100人前後と最も多く、ついで4級が70人台、3級が60人台後半で多くなっています。

②障がいの部位の内訳

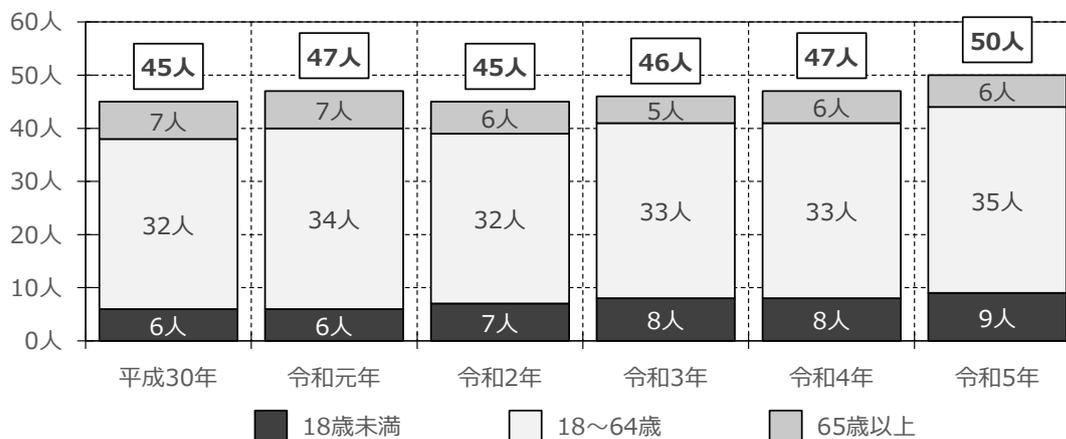


各年4月1日現在、健康福祉課

身体障がい者手帳所持者数について障がいの部位別にみると、各年度、肢体不自由が200人弱と全体の半数を超えもっとも多く、ついで内部障がいが90人前後で多くなっています。

3) 療育手帳所持者数

①年齢の内訳

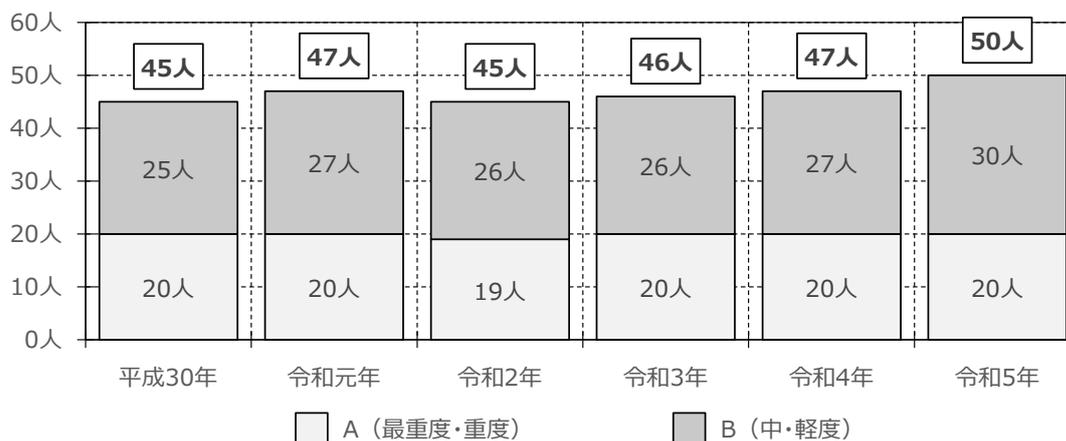


各年4月1日現在、健康福祉課

療育手帳所持者数について年齢別にみると、18歳未満はわずかに増加傾向にあり、令和5年は全体の2割近くとなっています。18～64歳は各年度30人以上と全体の7割を占めています。

65歳以上は10人弱でほぼ横ばいに推移しています。

②等級の内訳

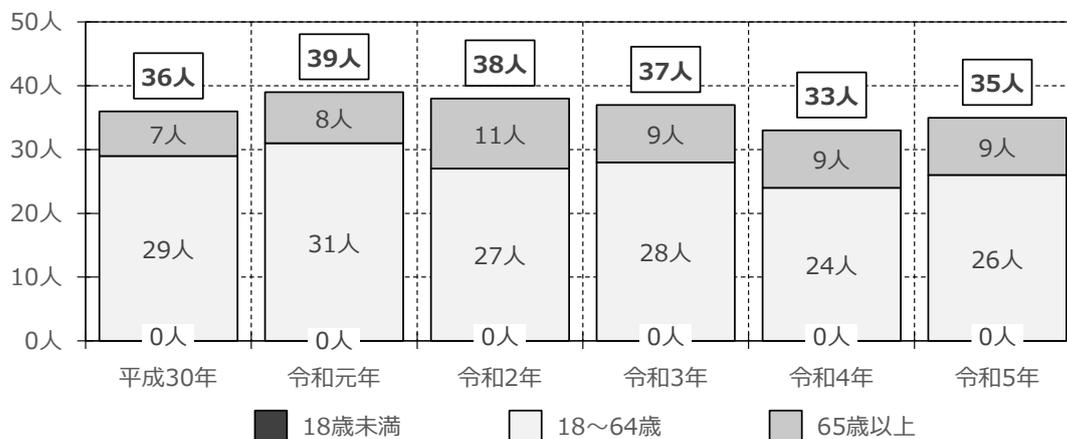


各年4月1日現在、健康福祉課

療育手帳所持者数について手帳の等級別にみると、最重度・重度のAはおおむね20人で推移しています。中・軽度のBは平成30年の25人から令和5年は30人と、わずかに増加傾向にあり、Bが占める割合が高まっています。

4) 精神障がい者保健福祉手帳所持者数

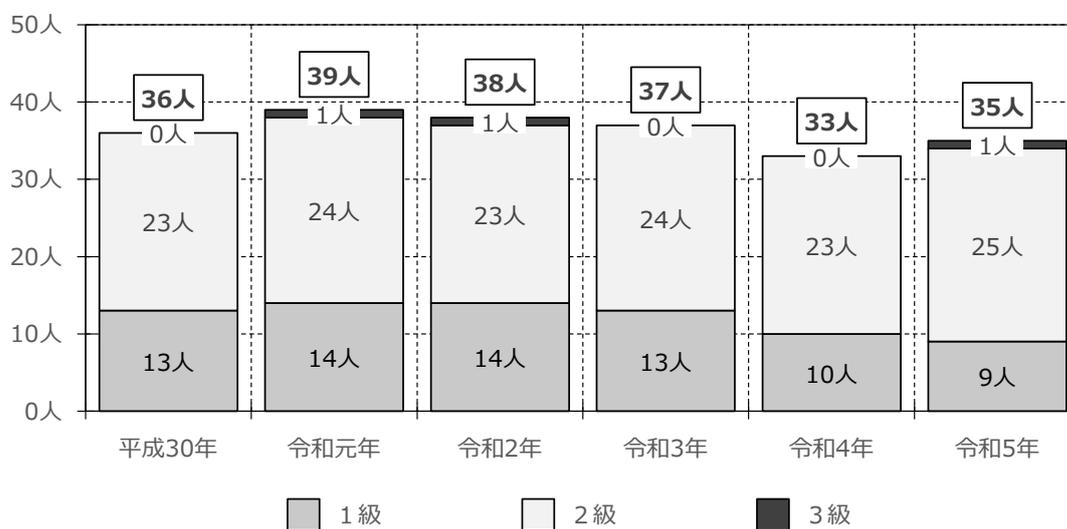
①年齢の内訳



各年4月1日現在、健康福祉課

精神障がい者保健福祉手帳所持者数について年齢別にみると、各年度 18～64 歳が 7 割以上を占め、65 歳以上が 2～3 割程度で、18 歳未満の所持者はいない状況となっています。

②等級の内訳



各年4月1日現在、健康福祉課

精神障がい者保健福祉手帳所持者数について手帳の等級別にみると、1級はやや減少傾向にあり、令和5年には9人と平成30年の7割を下回る水準に減少しています。

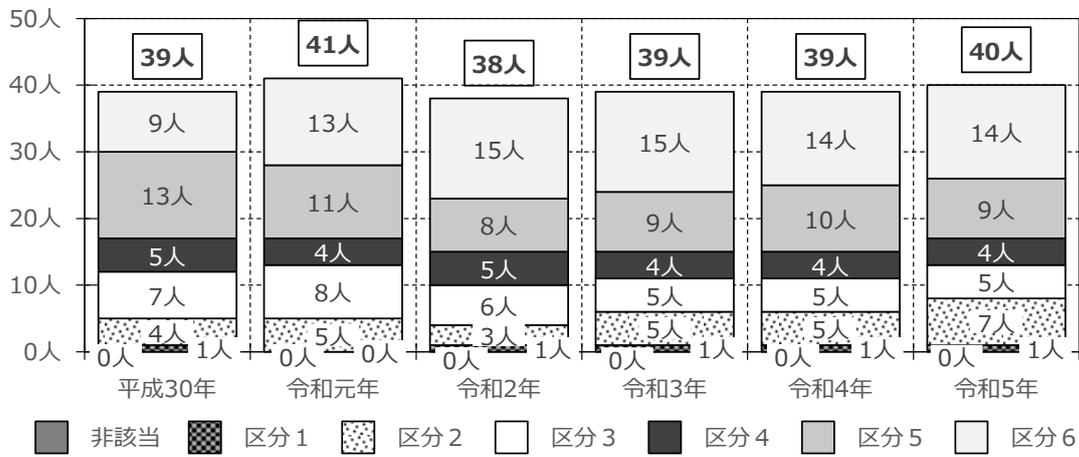
2級は 23～25 人とほぼ横ばいに推移していますが、全体の占める割合は6割から7割に上昇しています。3級については年に1人いるかないかといった状況となっています。

5) 障がい支援区分の認定状況

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障がい者	非該当	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分1	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分2	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分3	4人	3人	3人	3人	3人	3人
	区分4	1人	1人	1人	0人	0人	0人
	区分5	1人	1人	0人	1人	1人	1人
	区分6	5人	5人	6人	6人	6人	6人
	小計	11人	10人	10人	10人	10人	10人
知的障がい者	非該当	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分1	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分2	3人	3人	2人	2人	2人	3人
	区分3	0人	1人	1人	0人	0人	0人
	区分4	4人	3人	4人	4人	4人	4人
	区分5	12人	10人	8人	8人	9人	8人
	区分6	4人	8人	9人	9人	8人	8人
	小計	23人	25人	24人	23人	23人	23人
精神障がい者	非該当	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分1	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分2	1人	2人	1人	3人	3人	3人
	区分3	3人	4人	2人	2人	2人	2人
	区分4	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分5	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分6	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	小計	4人	6人	3人	5人	5人	5人
その他（難病等）	非該当	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分1	1人	0人	1人	1人	1人	1人
	区分2	0人	0人	0人	0人	0人	1人
	区分3	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分4	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分5	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	区分6	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	小計	1人	0人	1人	1人	1人	2人
非該当	0人	0人	0人	0人	0人	0人	
区分1	1人	0人	1人	1人	1人	1人	
区分2	4人	5人	3人	5人	5人	7人	
区分3	7人	8人	6人	5人	5人	5人	
区分4	5人	4人	5人	4人	4人	4人	
区分5	13人	11人	8人	9人	10人	9人	
区分6	9人	13人	15人	15人	14人	14人	
計	39人	41人	38人	39人	39人	40人	

各年4月1日現在、健康福祉課

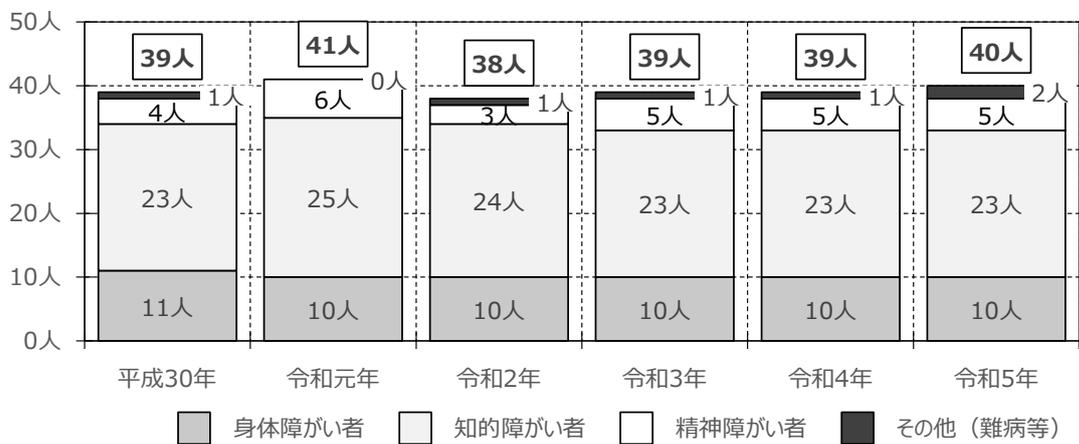
①区分の内訳



各年4月1日現在、健康福祉課

障害支援区分の認定状況は、おおむね40人前後で推移しています。区分別にみると、令和元年以降は各年度、区分6が10人台と全体の3～4割近くを占め最も多く、ついで区分5が10人前後と2～3割近くとなっています。

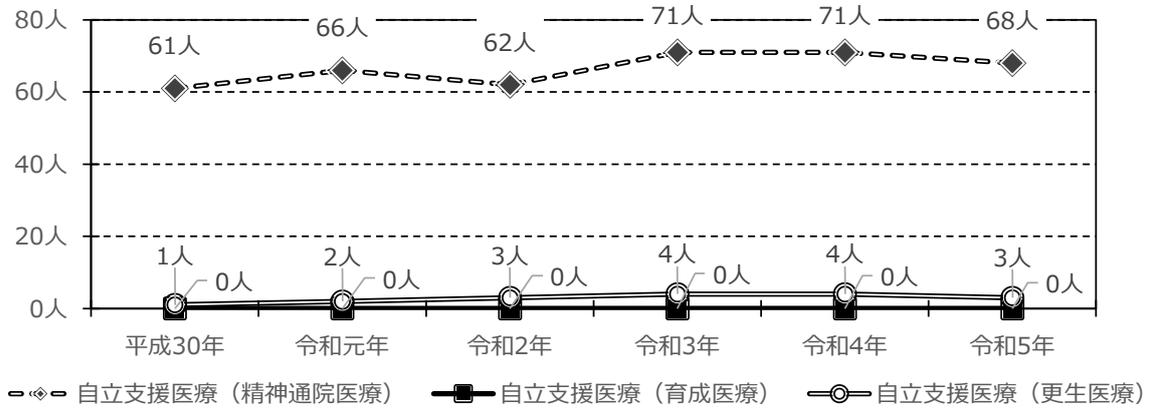
②障がいの内訳



各年4月1日現在、健康福祉課

障害支援区分の認定状況について障がい別にみると、各年度、知的障がい者が20人台と全体の約6割を占め最も多く、ついで身体障がい者が10人台と2～3割近く、精神障がい者が1割前後となっています。

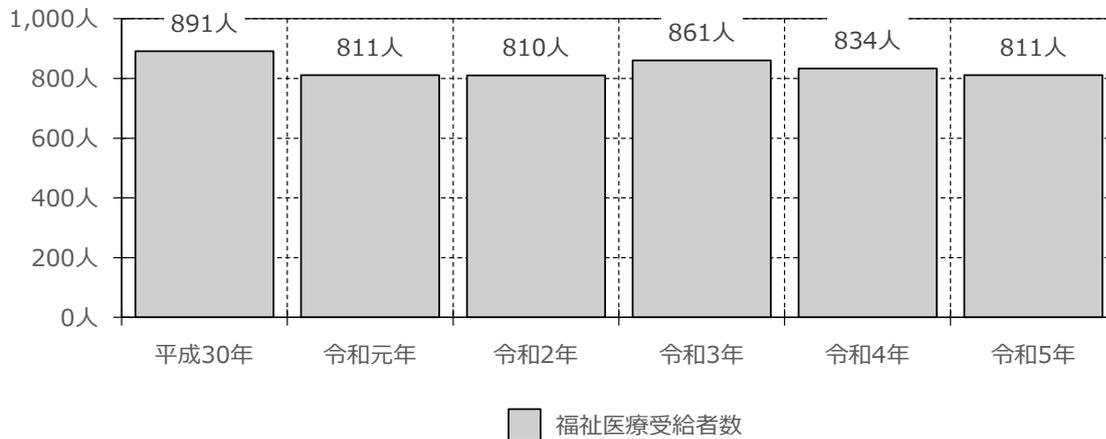
6) 自立支援医療の状況



各年4月1日現在、健康福祉課

自立支援医療の状況を見ると、精神通院医療の受給者はおおむね増加傾向にあり令和5年は68人と平成30年の1.11倍の水準に増加しています。更生医療の受給者は令和2年まで増加を続けて以降は3～4人で推移し、育成医療の受給者はいない状況となっています。

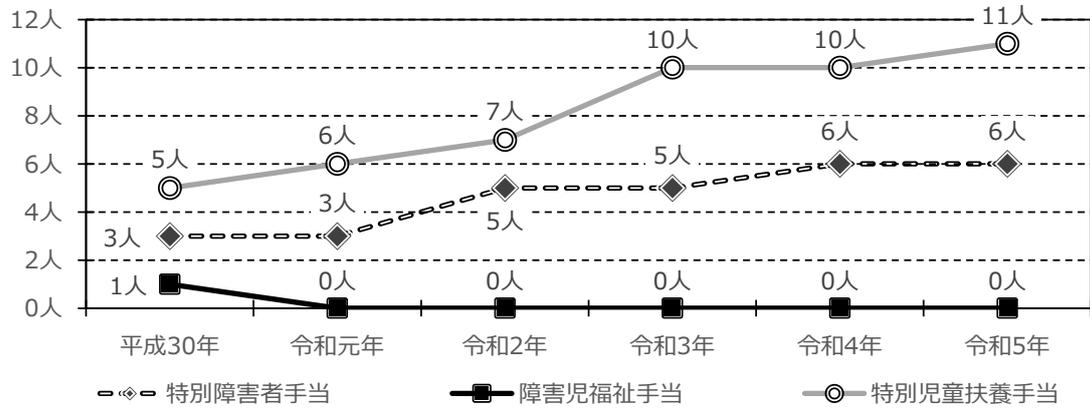
7) 福祉医療の状況



各年4月1日現在、住民生活課

福祉医療受給者数はおおむね減少傾向にあり、令和5年は811人と平成30年の9割程度の水準まで減少しています。

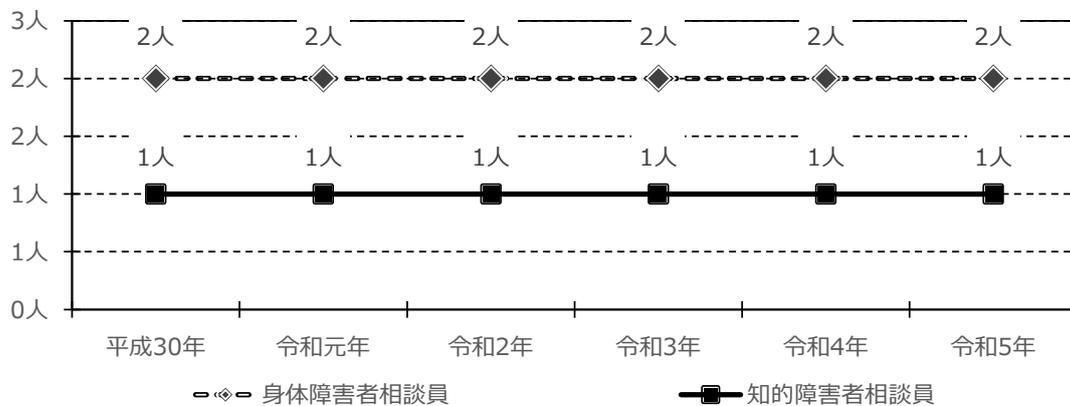
8) 各種手当での状況



各年4月1日現在、健康福祉課

各種手当での状況をみると、特別障害者手当と特別児童扶養手当の受給者は増加傾向にあります。障害児福祉手当については、令和元年以降は受給者がいない状況となっています。

9) 障がい者相談員の配置状況

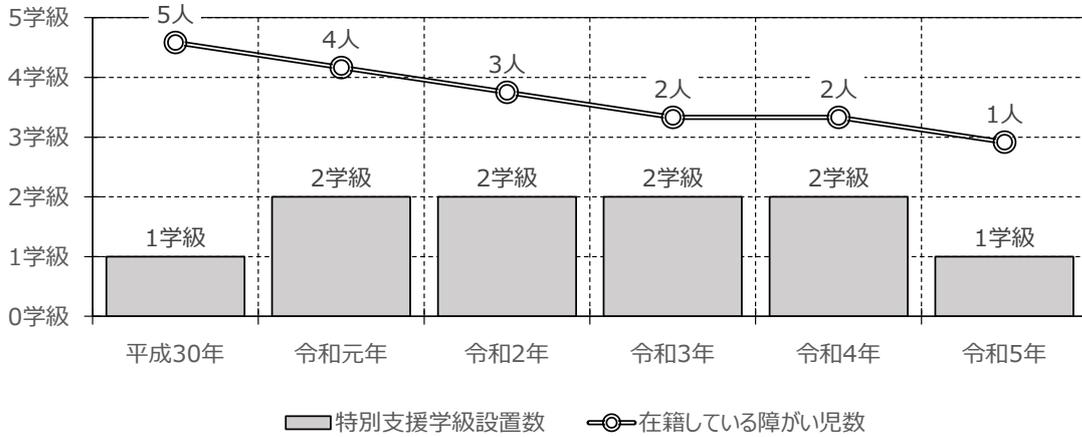


各年4月1日現在、健康福祉課

障がい者相談員の配置状況をみると、各年度、身体障害者相談員は2人、知的障害者相談員は1人を配置しています。

10) 特別支援学級の状況

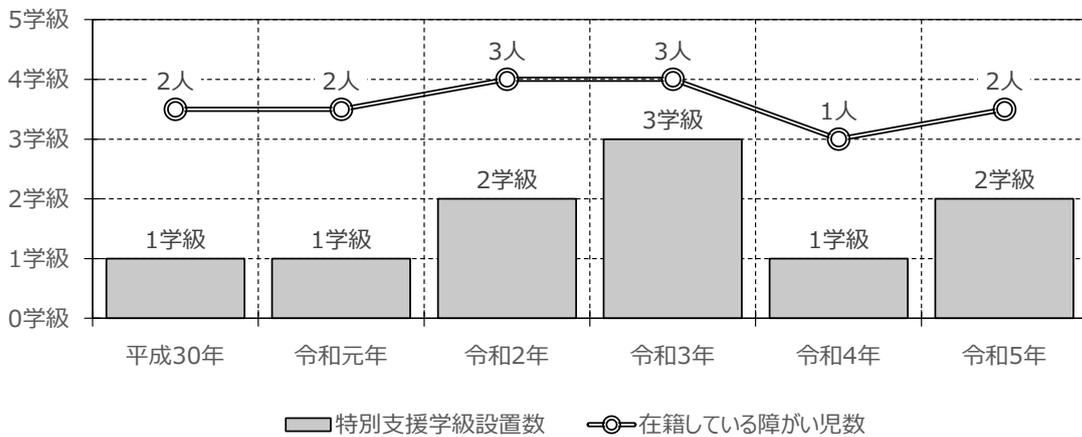
①小学校



各年4月1日現在、教育課

小学校の特別支援学級の設置数は、1～2学級で推移しています。在籍している障がい児数は減少傾向にあり、令和5年は1人となっています。

②中学校



各年4月1日現在、教育課

中学校の特別支援学級数は、多くて3学級、おおむね1～2学級で推移しています。在籍している障がい児数は1～3人で推移しています。

2. 障がい福祉サービスの進捗状況

(1) 自立支援給付サービス

1) 訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護（ホームヘルプ）	利用実人数 (人/月)	5人	4人	4人	5人	6人	6人
					5人	5人	3人
					100.0%	83.3%	50.0%
	利用時間 (時間/月)	103時間	96時間	106時間	116時間	136時間	136時間
					100時間	114時間	114時間
					86.2%	83.8%	83.8%

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

居宅介護(グループホーム)については、令和3年度から月に5～6人と利用増を見込んでいましたが、令和3、4年度は5人、令和5年度は3人と利用人数は減少しています。利用時間は令和3～5年度は見込んだ計画値の8割を超える水準となっており、おおむね計画値どおりとなっています。

②重度訪問介護

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度訪問介護	利用実人数 (人/月)	1人	1人	1人	3人	3人	3人
					1人	1人	1人
					33.3%	33.3%	33.3%
	利用時間 (時間/月)	187時間	199時間	184時間	199時間	199時間	199時間
					166時間	168時間	156時間
					83.4%	84.4%	78.4%

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

重度訪問介護については、令和3年度から各年度月に3人の利用を見込んでいましたが、令和5年度までの利用人数は毎年度1人となっています。

利用時間は令和5年度まで計画値の8割前後の水準となっており、おおむね計画値どおりとなっています。

③同行援護

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
同行援護	利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	1人	1人	1人
					0人	0人	1人
					0.0%	0.0%	100.0%
	利用時間 (時間/月)	0時間	0時間	0時間	1時間	1時間	1時間
					0時間	0時間	1時間
					0.0%	0.0%	100.0%

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

同行援護については、令和3年度から各年度月に1人の利用を見込んでいましたが、令和4年度まで利用はなく、令和5年度に1人の利用となっています

④行動援護

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行動援護	利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
					-	-	-
	利用時間 (時間/月)	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間
					0時間	0時間	0時間
					-	-	-

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

行動援護については、これまで利用実績がないため、前回計画においては利用を見込んでおらず、実際の利用もない状況となっています。

2) 日中活動系サービス

①生活介護

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	利用実人数 (人/月)	29人	27人	26人	28人	28人	28人
					25人	25人	24人
					89.3%	89.3%	85.7%
	利用のべ人数 (人日/月)	575人日	570人日	568人日	585人日	585人日	585人日
					525人日	526人日	527人日
					89.7%	89.9%	90.1%

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

生活介護の利用実人数はやや減少傾向にあり、のべ人数は減少傾向にあるものの、令和3～5年度は525～527人日とやや増加しており、計画値の9割近くの水準となっています。

②自立訓練（機能訓練）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（機能訓練）	利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
					-	-	-
	利用のべ人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
					0人日	0人日	0人日
					-	-	-

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

自立訓練(機能訓練)については、これまで利用実績がないため、前回計画においては利用を見込んでおらず、実際の利用もない状況となっています。

③自立訓練（生活訓練）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練（生活訓練）	利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	1人
					-	-	-
	利用のべ人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
					0人日	0人日	1人日
					-	-	-

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

自立訓練(生活訓練)については、これまで利用実績がありませんでしたが、令和5年度に1人の利用がありました。

④就労移行支援

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	1人
					-	-	-
	利用のべ人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
					0人日	0人日	20人日
					-	-	-

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

就労移行支援については、これまで利用実績がありませんでしたが、令和5年度に1人の利用がありました。

⑤就労継続支援（A型）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（A型）	利用実人数 (人/月)	0人	1人	1人	1人	1人	1人
					2人	2人	3人
					200.0%	200.0%	300.0%
	利用のべ人数 (人日/月)	0人日	18人日	17人日	20人日	20人日	20人日
					37人日	28人日	56人日
					185.0%	140.0%	280.0%

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

就労継続支援(A型)については、令和3年度から各年度月に1人の利用を見込んでいましたが、令和3、4年度は2人、令和5年度は3人と、計画値を上回る利用となっています。利用のべ人数も見込んだ計画値を上回る水準となっています。

⑥就労継続支援（B型）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（B型）	利用実人数 (人/月)	14人	14人	16人	17人	18人	19人
					17人	18人	20人
					100.0%	100.0%	105.3%
	利用のべ人数 (人日/月)	238人日	207人日	266人日	283人日	300人日	317人日
					289人日	291人日	320人日
					102.1%	97.0%	100.9%

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

就労継続支援(B型)については、令和3年度から17～19人に利用が増加していくものと見込んでおり、実際の利用もほぼ計画値どおりに利用人数は増加しています。利用のべ人数も見込んだ計画値の100%前後とほぼ計画値どおりとなっています。

⑦就労定着支援

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
					-	-	-

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

就労定着支援については、これまで利用実績がないため、前回計画においては利用を見込んでおらず、実際の利用もない状況となっています。

⑧療養介護

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
					-	-	-

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

療養介護については、これまで利用実績がないため、前回計画においては利用を見込んでおらず、実際の利用もない状況となっています。

⑨短期入所

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所（福祉型）	利用実人数 (人/月)	5人	6人	6人	6人	7人	7人
					2人	2人	2人
					33.3%	28.6%	28.6%
	利用のべ人数 (人日/月)	28人日	34人日	34人日	34人日	40人日	40人日
					9人日	5人日	16人日
					26.5%	12.5%	40.0%
短期入所（医療型）	利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
					-	-	-
	利用のべ人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
					0人日	0人日	0人日
					-	-	-

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

福祉型短期入所については、令和3年度から月に6～7人の利用を見込んでいましたが、令和3～5年度は2人と計画値の3割前後程度の水準となっています。また、利用のべ人数は令和5年度に16人日まで増加しています。

医療型短期入所については、これまで利用実績がないため、前回計画においては利用を見込んでおらず、実際の利用もない状況となっています。

3) 居住系サービス

①共同生活援助（グループホーム）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助（グループホーム）	利用実人数 （人／月）	3人	4人	3人	4人	4人	5人
					4人	4人	4人
					100.0%	100.0%	80.0%

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

共同生活援助(グループホーム)については、令和3年度から月に4～5人の利用を見込んでおり、実績も令和3～5年度は4人とほぼ計画値どおりとなっています。

②施設入所支援

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	利用実人数 （人／月）	18人	16人	16人	17人	17人	17人
					14人	14人	13人
					82.4%	82.4%	76.5%

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

施設入所支援の利用はやや減少傾向にありましたが、前回計画ではやや多めの17人で一定と見込んでいましたが、実績は令和3年度以降もやや減少しています。

③自立生活援助

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	利用実人数 （人／月）	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
					-	-	-

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

自立生活援助については、これまで利用実績がないため、前回計画においては利用を見込んでおらず、実際の利用もない状況となっています。

4) 相談支援

①計画相談支援

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	利用実人数 (人/月)	7人	10人	9人	11人	13人	13人
					9人	11人	13人
					81.8%	84.6%	100.0%

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

計画相談支援については、見込んだ利用実人数をやや下回っていますが、令和3～5年度は計画値の8割以上の水準となっており、おおむね計画どおりとなっています。

②地域移行支援

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
					-	-	-

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

地域移行支援については、これまで利用実績がないため、前回計画においては利用を見込んでおらず、実際の利用もない状況となっています。

③地域定着支援

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域定着支援	利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
					-	-	-

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

地域定着支援については、これまで利用実績がないため、前回計画においては利用を見込んでおらず、実際の利用もない状況となっています。

(2) 地域生活支援事業

1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討
					未実施	未実施	未実施

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

理解促進研修・啓発事業については、令和3年度から実施を検討しましたが、令和5年度まで実施には至りませんでした。

②障害者福祉活動事業助成等（自発的活動支援事業）

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者福祉活動事業助成等 （自発的活動支援事業）	実施の有無	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討
					未実施	未実施	未実施

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

障害者福祉活動事業助成等(自発的活動支援事業)については、令和3年度から実施を検討しましたが、令和5年度まで実施には至りませんでした。

③相談支援事業

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談支援事業	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
						1か所	1か所	1か所
						100.0%	100.0%	100.0%
	住宅入居等支援事業	実施か所数	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
						0か所	0か所	0か所
						-	-	-
	障害者相談支援事業	実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
						2か所	2か所	2か所
						100.0%	100.0%	100.0%

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

相談支援事業のうち、基幹相談支援センター等機能強化事業、障害者相談支援事業については、令和5年度まで見込んだ計画値どおりの実施状況となっています。

住宅入居等支援事業については、これまで利用実績がないため、前回計画においては利用を見込んでおらず、実際の利用もない状況となっています。

④成年後見制度利用支援事業

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	利用実人数 (人/月)	1人	0人	0人	1人	1人	2人
					0人	0人	0人
					0.0%	0.0%	0.0%

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

成年後見制度利用支援事業については、令和3年度から月に1～2人の利用を見込んでいましたが、実際は令和5年度まで利用はありませんでした。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討
					未実施	未実施	未実施

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

成年後見制度法人後見支援事業については、令和3年度から実施を検討しましたが、令和5年度まで実施には至りませんでした。

⑥意思疎通支援事業

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	実人数 (人/年)	0人	1人	1人	1人	1人	1人
						0人	0人	1人
						0.0%	0.0%	100.0%
	要約筆記者派遣事業	延人数 (人/年)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
						0人	0人	0人
						-	-	-
	手話通訳者設置事業	設置人数 (人)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
						0人	0人	0人
						-	-	-

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

意思疎通支援事業のうち、手話通訳者派遣事業については、令和3年度から年に1人の利用を見込んでいましたが、実際は令和3、4年度は利用がなく、令和5年度に1人の利用となっています。

要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業については、これまで利用実績がないため、前回計画においては利用を見込んでおらず、実際の利用もない状況となっています。

⑦日常生活用具給付事業

			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具 給付事業	介護訓練支援用具	給付のべ件数 (件数/年)	0件	0件	0件	0件	0件	0件
						1件	1件	0件
						-	-	-
	自立生活支援用具	給付のべ件数 (件数/年)	0件	0件	1件	1件	1件	1件
						0件	1件	1件
						0.0%	100.0%	100.0%
	在宅療養等支援用具	給付のべ件数 (件数/年)	0件	0件	0件	1件	1件	1件
						1件	2件	1件
						100.0%	200.0%	100.0%
	情報・意思疎通 支援用具	給付のべ件数 (件数/年)	0件	3件	1件	1件	1件	1件
						0件	0件	2件
						0.0%	0.0%	200.0%
	排泄管理支援用具	給付のべ件数 (件数/年)	100件	115件	138件	144件	144件	150件
						140件	120件	96件
						97.2%	83.3%	64.0%
	住宅改修費	給付のべ件数 (件数/年)	1件	0件	1件	1件	1件	1件
						1件	1件	0件
						100.0%	100.0%	0.0%

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

日常生活用具給付事業のうち、住宅改修費の給付については、令和3、4年度ともに見込んだ計画値どおりの実施状況となっています。(令和5年度は利用なし)

介護訓練支援用具の給付については、前回計画においては利用を見込んでいなかったものの、実際は令和3、4年度ともに1件の利用があり、在宅療養等支援用具の給付についても令和4年度は見込んだ計画値を上回っています。

排泄管理支援用具の給付については、令和3、4年度ともに見込んだ計画値の8割以上の水準となっており、おおむね計画値どおりとなっています。(令和5年度はやや減少)

その他の用具の給付については、1～2件の利用があるかないかといった状況となっています。

⑧手話奉仕員養成研修事業

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	修了実人数 (人/年)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
					-	-	-

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

手話奉仕員養成研修事業については、これまで利用実績がないため、前回計画においては利用を見込んでおらず、実際の利用もない状況となっています。

⑨移動支援事業

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	利用実人数 (人/年)	0人	1人	1人	1人	1人	1人
					1人	1人	1人
					100.0%	100.0%	100.0%

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

移動支援事業については、令和3年度から年に1人の利用を見込んでおり、実際も令和5年度まで1人の利用があり、計画値どおりとなっています。

⑩地域活動支援センター機能強化事業

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター機能強化事業	利用実人数 (人/年)	1人	1人	1人	1人	1人	1人
					1人	0人	0人
					100.0%	0.0%	0.0%

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

地域活動支援センター機能強化事業については、令和3年度から年に1人の利用を見込んでおり、令和3年度は1人と計画値どおりとなっていますが、令和4年度以降は利用がありませんでした。

2) 任意事業

①日中一時支援事業

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	利用実人数 (人/年)	3人	3人	4人	4人	4人	4人
					4人	4人	3人
					100.0%	100.0%	75.0%

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

日中一時支援事業については、令和4年度から年に4人の利用を見込んでおり、令和3、4年度は4人、令和5年度は3人と、ほぼ計画値どおりとなっています。

②障害者自動車運転免許取得費助成事業

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者自動車運転免許取得費 助成事業	利用実人数 (人/年)	0人	0人	0人	0人	0人	1人
					1人	0人	0人
					-	-	-

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

障害者自動車運転免許取得費助成事業については、令和5年度から年に1人の利用を見込んでおり、令和3年度は1人が利用、令和4年度以降は利用がありませんでした。

③重度障害者入院時意思疎通支援事業

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度障害者入院時意思疎通支援事業	利用実人数 (人/年)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
					-	-	-

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

重度障害者入院時意思疎通支援事業については、これまで利用実績がないため、前回計画においては利用を見込んでおらず、実際の利用もない状況となっています。

3. 障がい児福祉サービス等の利用状況

(1) 障がい児通所支援サービス

①児童発達支援

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	利用実人数 (人/月)	1人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
					-	-	-
	利用のべ人数 (人日/月)	3人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
					0人日	0人日	0人日
					-	-	-

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

自動発達支援については、これまで利用実績がないため、前回計画においては利用を見込んでおらず、実際の利用もない状況となっています。

②医療型児童発達支援

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
					-	-	-
	利用のべ人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
					0人日	0人日	0人日
					-	-	-

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

医療型児童発達支援については、これまで利用実績がないため、前回計画においては利用を見込んでおらず、実際の利用もない状況となっています。

③居宅訪問型児童発達支援

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
					-	-	-
	利用のべ人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
					0人日	0人日	0人日
					-	-	-

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

居宅訪問型児童発達支援については、これまで利用実績がないため、前回計画においては利用を見込んでおらず、実際の利用もない状況となっています。

④放課後等デイサービス

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	利用実人数 (人/月)	2人	4人	5人	5人	6人	6人
					5人	4人	4人
					100.0%	66.7%	66.7%
	利用のべ人数 (人日/月)	19人日	29人日	60人日	60人日	80人日	80人日
					69人日	57人日	68人日
					115.0%	71.3%	85.0%

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

放課後等デイサービスについては、令和3年度から月に5～6人の利用を見込んでおり、令和3年度は5人と計画値どおりとなっていますが、令和4年度からはやや減少して見込んだ計画値の7割をやや下回る水準となっています。利用のべ人数も令和4年度は減少して見込んだ計画値の7割程度の水準となっています。(令和5年度にはやや増加)

⑤保育所等訪問支援

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
					0人	0人	0人
					-	-	-
	利用のべ人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
					0人日	0人日	0人日
					-	-	-

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

保育所等訪問支援については、これまで利用実績がないため、前回計画においては利用を見込んでおらず、実際の利用もない状況となっています。

⑥障害児相談支援

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	利用実人数 (人/月)	1人	1人	1人	1人	1人	1人
					1人	1人	1人
					100.0%	100.0%	100.0%

上段：計画値、中段：実績値、下段：実績値/計画値

障害児相談支援については、前回計画では令和3年度から月に1人の利用を見込んでおり、令和5年度まで1人と、計画値どおりとなっています。

4. 現行計画記載事業に対する進捗評価

<現行計画の施策の体系>

基本目標		施策・事業名	
1. 障がい者計画の推進	(1) 地域の生活支援の充実		①相談支援・権利擁護の充実
			②福祉サービスの充実
			③住みよい環境づくりの推進
	(2) 支え合いの地域社会づくり		①住民への理解・啓発の促進
			②住民主体の福祉活動の促進
			③防災対策の推進
	(3) 障がいのある人の自立と社会参加の促進		①外出・移動支援の充実
			②就労・就学支援の充実
			③各種団体等への支援
2. 障がい者福祉計画の推進	(1) 自立支援給付サービス	1) 訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）
			重度訪問介護
			同行援護
			行動援護
			重度障害者等包括支援
		2) 日中活動系サービス	①生活介護
			②自立訓練（機能訓練）
			③自立訓練（生活訓練）
			④就労移行支援
			⑤就労継続支援（A型）
			⑥就労継続支援（B型）
			⑦就労定着支援
	⑧療養介護		
	⑨短期入所		
	3) 居住系サービス	①共同生活援助（グループホーム）	
		②施設入所支援	
		③自立生活援助	
	4) 相談支援	①計画相談支援	
		②地域移行支援	
		③地域定着支援	
	5) 自立支援医療	①更生医療	
		②育成医療	
		③精神通院医療	
6) その他サービス	①補装具費		
	②高額障害福祉サービス等給付費		
(2) 地域生活支援事業	1) 必須事業	①理解促進研修・啓発事業	
		②障害者福祉活動事業助成等（自発的活動支援事業）	
		③相談支援事業	
		④成年後見制度利用支援事業	
		⑤成年後見制度法人後見支援事業	
		⑥意思疎通支援事業	
		⑦日常生活用具給付事業	
		⑧手話奉仕員養成研修事業	
		⑨移動支援事業	
		⑩地域活動支援センター機能強化事業	
	2) 任意事業	①日中一時支援事業	
		②障害者自動車運転免許取得費助成事業	
		③重度障害者入院時意思疎通支援事業	
	3) 町単独事業	①障害者施設通所交通費助成事業	
		②じん臓機能障害者等通院交通補助事業	
	③障がい者団体への支援		
	④心身障害者貸付事業		
3. 障がい児福祉計画の推進	(1) 障害児通所支援	①児童発達支援	
		②医療型児童発達支援	
		③居宅訪問型児童発達支援	
		④放課後等デイサービス	
		⑤保育所等訪問支援	
		⑥障害児相談支援	
	(2) 障害児入所支援	①福祉型障害児入所施設	
		②医療型障害児入所施設	

現行の障がい者計画では、3つの基本的な方向に沿って、59 の施策・事業について取り組んできました。これらの施策・事業について、これまでの進捗を評価し、次期計画に向けた方向性について確認を行いました。

(1) 計画記載事業の実施状況

計画に掲載されていた施策・事業の実施状況について確認したところ、3事業が「未実施」となっています。

基本的な方向 : 2. 障がい者福祉計画の推進
基本目標 : (2) 地域生活支援事業 1) 必須事業

- ①理解促進研修・啓発事業
- ②障害者福祉活動事業助成等（自発的活動支援事業）
- ⑤成年後見制度法人後見支援事業

これらの事業について未実施の理由をみると、“理解促進研修・啓発事業”はマンパワー不足のため、未実施となっています。

“障害者福祉活動事業助成等(自発的活動支援事業)”は障がい者団体が少なく、ボランティア登録者もいないため、未実施となっています。

“成年後見制度法人後見支援事業”は成年後見制度の利用者が少ないため、未実施となっています。

(2) 施策・事業の進捗評価

現行計画に掲載されていた施策・事業の進捗について自己評価を行ったところ、全体の9割以上あたる56事業は「80-100%(概ね予定どおり)」と評価しています。(未実施の3事業については「40%未満(あまり進んでいない)」と評価されています。)

(3) 今後の取り組みの方向

現行計画に掲載されていた施策・事業について今後の方向性を確認すると、59事業すべてが「これまでどおりに継続」していく予定となっています。

第3章 計画の基本方向

1. 基本理念

「第6次八郎潟町総合計画」では、“人と地域が輝く心豊かな協働のまち”という将来像を掲げ、「心身障がい(児)者福祉」については、障がい(児)者のニーズや状態に合った適切な支援体制の整備を進め、障がい(児)者が地域社会で安心して自立した生活ができるまちづくりを目指すとともに、地域で福祉を担う人材・組織を育み、地域で支え合う福祉の充実に向けて取り組んできています。

国の「障害者基本計画(第5次)」では、すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが掲げられ、共生社会の実現に向け、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するために取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めるものとされています。

秋田県においては、「全ての県民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念として掲げ、「共生社会」の理想とする姿を、障がいのある人もない人も地域で安心して暮らしながら、学び、働き、文化芸術やスポーツ活動などへの参加を通して、生きがいを持って生活できることと設定し、県民一人ひとりが障がいへの理解を深め、支え合いながら「共生社会」の実現を目指としています。

本町では、“ノーマライゼーションの定着”と“共生社会の実現”という基本的な考え方のもと、その実現に向けて、地域福祉の考え方を取り入れた地域の福祉力向上や福祉を通じたコミュニティづくりの推進、行政と住民が協働しながら社会の幅広い分野で障がい者の自立と社会参加を促進すること、さらに、地域の人材や施設など社会資源の活用も視野に入れ、“障がいのある人も障がいのない人も地域の中で支え合い、共に生きるまちづくり”を基本理念として掲げてきました。

これは国の「障害者基本計画(第5次)」や県の「第2次秋田県障害者計画」が目指す基本理念と方向性を同じくするものであり、今後もこれまでの基本理念を継承して障がい福祉に取り組んでいきます。

障がいのある人も障がいのない人も 地域の中で支え合い、共に生きるまちづくり

本町では「共生社会」を、障がいの有無によって分け隔てられることなく、すべての町民がときには必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体となり、自らの能力を最大限発揮し自己実現できる(地域で安心して暮らしながら、学び、働き、文化芸術やスポーツ活動などへの参加を通して、生きがいを持って生活できる)社会と定義します。

そして、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加できるように、障がい者の活動を制限し、社会参加を制約しているあらゆる社会的な障壁を除去することを目指していきます。

本計画はそのために必要な施策の基本的な方向性や、具体的な施策や事業について定めたものとなっています。

2. 基本施策

国の「障害者基本計画(第5次)」では、次の 11 項目の基本方向に沿って施策を展開していくとしています。

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

本町においてもこれらを踏まえた上で、本町の状況に適した基本施策を展開していきます。

3. 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス推進の考え方

障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス推進にあたっては、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえ、以下の点に留意して取り組んでいきます。

1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

2 障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施

障がい者等が身近な地域で障がい福祉サービスを受けることができるように、本町がサービスの実施主体となることを基本とします。

また、障がい福祉サービスの対象は、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者（発達障がい者及び高次脳機能障がい者を含む。）、難病患者等とし、県からの適切な支援を通じて地域等の違いによらず、どこでも等しく標準的なサービスを受けられるようにサービス提供体制等の格差の是正を図りながら、サービスの充実を進めます。

特に発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等については従来から障がい者総合支援法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図り、様々な接点を通じて対象者本人に対して十分な情報提供を行い障がい福祉サービス等の活用が促進されるようにしていきます。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等（福祉施設への入所または病院への入院をいう。）から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する方が地域での暮らしを継続することができるように、必要な障がい福祉サービス等が提供される体制を整備していきます。

また、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、緊急時の受入対応体制の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保並びにサービス拠点の整備、コーディネーターの配置等による地域の体制づくりを行う機能を有する地域生活支援拠点等の整備を進め、機能強化を図っていきます。

相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの自立等の生活環境が変化する節目を見据えて、中長期的視点に立った継続した支援を行うとともに、地域生活支援拠点等の整備・運営にあたっては、地域生活支援拠点等と基幹相談支援センターのそれぞれの役割を踏まえた効果的な連携を確保していきます。

さらに、精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。）における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取組を推進していきます。さらに精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

4 地域共生社会の実現に向けた取組

引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組んでいきます。地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら包括的な支援体制の構築の推進に取り組めます。

また、次に掲げる支援を一体的に実施する重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進めます。

- ①属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応またはつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- ②相談支援と一体的に行う、就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- ③ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

5 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援を行うにあたっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援するため、障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい児入所支援については都道府県を、障がい児通所支援及び障がい児相談支援については本町を実施主体の基本とします。障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障がい児通所支援等の充実を図るとともに、県による適切な支援等を通じて引き続き障がい児支援の地域格差解消を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進していきます。

医療的ケア児(人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児をいう。)が保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する障がい児に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

6 障がい福祉人材の確保・定着

将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくために、提供体制の確保とあわせてそれを担う人材の確保・定着を図る必要があるため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備や障がい福祉現場におけるハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいきます。

7 障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、文化・芸術活動や健康づくり、スポーツ等の分野を含め、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援を行い、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指します。

障がい者による文化芸術活動を推進するため、文化行政担当等の関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮の提供とそのための環境整備に留意しながら、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、または創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

さらに、障がい者等による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、デジタル担当や情報通信担当、産業政策担当等の関係部局との連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるICT活用等の促進を図ります。

4. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画のサービスの体系

障がい福祉計画は障害者総合支援法に規定されている障がい者支援のための諸事業について、着実な事業実施を図るために、事業ごとのサービス提供量やその確保策などについて取りまとめたサービスの需給計画です。

障がい福祉計画における事業の体系は以下のとおりとなっており、障害者総合支援法のサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成され、障がい児は、障害者総合支援法と児童福祉法のサービスが対象となります。



第4章 施策の展開

基本施策1：地域の生活支援の充実

①相談支援・権利擁護の充実

【事業概況】

障がいのある人、一人ひとりに応じた適切なサービスや生活支援へつなぐための最初の入口が相談支援となります。「どこに相談したらよいかわからない」といったことのないよう、分かりやすく利用しやすい相談体制の整備・強化に努めます。

また、障がいのある人がその人らしく生きるためには、個人の自己決定権を尊重することが重要であることから、障がいのある人の高齢化や親亡き後を見据えて成年後見制度の利用促進を目指し、実施体制の検討・整備、周知などを図るとともに、障がいのある人に対する虐待が障がいのある人の尊厳を害するものであり、障がいのある人の自立及び社会参加にとってこれを防止することが極めて重要であることから、「障害者虐待防止法」に基づき、虐待を防止し、障がいのある人の安全で安心な地域生活の確保に向けた支援体制の整備を図ります。

【取組の方向】：これまでどおりに継続

これまでどおり、相談支援・権利擁護の充実に努めていきます。

②福祉サービスの充実

【事業概況】

障がいのある人が、地域で自立した生活を営み、積極的に社会へ参加するためには、その生活を支えるさまざまな福祉サービスの質と量、両面の向上が求められていることから、サービス提供事業者及び人材の養成・確保に努めるとともに、ともに暮らす家族への支援など、地域でのライフスタイルに合わせた支援の充実を図ります。

その際、利用者本位のサービス提供が可能となるよう、障がいのある人の個々の心身の状況などを踏まえた福祉サービス等利用計画案の作成促進など、当事者の支援の必要性に応じた適切な生活支援体制の整備を図ることが重要です。

福祉サービスの実施と併せて、各種手当や公共料金等の各種減免制度など経済的な支援の周知など、さまざまな情報を広く提供していけるよう、より一層努めます。

【取組の方向】：これまでどおりに継続

これまでどおり、福祉サービスの充実に努めていきます。

③住みよい環境づくりの推進

【事業概況】

障がいのある人が安心して暮らせるまちとは、全ての人暮らしやすいまちであり、暮らしやすいまちづくりを推進するためには、さまざまなバリア(障壁)の解消が不可欠です。

ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、地域での活動の場となる公共的建物・施設や道路などのバリアフリー化に取り組むなど、誰もが共通して利用しやすい環境づくりに努めます。

また、住み慣れた地域で、誰もができる限り自立した暮らしを送れるよう、住宅改修のための費用貸付を実施していますが、利用はほとんどなかったことから、今後は制度の周知に努め利用を促進し、ニーズに応じた住まいの確保を支援します。

【取組の方向】：これまでどおりに継続

今後も引き続き、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、ニーズに即した事業に取り組んでいきます。

基本施策 2 : 支え合いの地域社会づくり

①住民への理解・啓発の促進

【事業概況】

障がいのある人の自立と社会参加を進めるためには、町民一人ひとりが障がいのある人に対する理解と認識を深めることにより、障がいのある人への偏見や差別を取り除いていくことが必要です。この「こころのバリアフリー」を推進するため、障がいやその特性に関する正しい知識の情報提供を積極的に行っていきます。

また、乳幼児期や学童期・青年期といった成長発達期における相互の交流機会の充実や、障がいのある人の地域活動参加を支援することなどにより日頃からの交流を促進し、併せて、さまざまな機会を活用した啓発活動を行うことで、引き続き、町民へのノーマライゼーションの理念の浸透に努めます。

【取組の方向】 : これまでどおりに継続

これまでどおり、住民への理解・啓発の促進に努めていきます。

②住民主体の福祉活動の促進

【事業概況】

近年、少子高齢化の進行や住民ニーズが多様化し、行政サービスのみで地域の福祉を支えることが難しくなっています。今後に向けては、地域において住民と行政が協働するとともに、住民が相互に支えあう、地域住民を主体とした地域福祉の考え方の浸透を図ることが必要です。

地域福祉を推進することにより、障がいのある人を含め、地域住民が積極的に地域活動に参加し日頃から関わりを持つことで相互理解が深まるとともに、障がいのある人への日常的な支援や災害時の要支援者の支援などにもつながることが期待できます。

そのため、障がいのある人が地域の一員として、地域活動に積極的に参加していけるよう、移動手段の確保や活動場所の提供、地域活動参加時の同行や意思疎通の支援など、障がいのある人と地域の取り組みの支援に努めます。

また、地域福祉を進める上ではボランティアの存在が欠かせないことから、関係機関等と連携し、ボランティアの養成と確保にも努めます。

【取組の方向】 : これまでどおりに継続

今後も引き続き、住民を主体とした支え合いの体制づくりに取り組んでいきます

③防災対策の推進

【事業概況】

障がいのある人は、緊急時や災害時に避難が困難なことや避難所での生活における意思疎通の問題など、様々な不安を抱えています。

こうした不安の解消を図るため、様々な関係機関(地域の自治会や当事者団体、福祉関係事業所・施設、警察や消防など)と連携し、「要配慮者・避難行動要支援者登録制度」を活用しながら、緊急時や災害時に援護が必要な方を円滑に避難誘導できる体制の維持と機能向上を目指します。

また、障がい者に配慮した避難所運営については、災害時要援護者避難支援マニュアルに沿って行い、一人ひとりの障がいの状態に応じた柔軟な支援に努めます。

【取組の方向】：これまでどおりに継続

今後もすべての住民が安心できる防災対策の充実を図っていきます。

基本施策3：障がいのある人の自立と社会参加の促進

①外出・移動支援の充実

【事業概況】

聴覚に障がいのある人など、意思疎通を図ることが困難な人のコミュニケーション手段を確保することは、障がいのある人の自立生活支援や外出支援において重要です。

現在、聴覚などの障がいにより意志の疎通に支障がある方を対象として、手話通訳者及び要約筆記奉仕員を派遣し意思疎通の円滑化を図っており、今後も引き続き、意思疎通の支援に努めます。

また、障がいのある人が外出する際には、移動手段にも様々な困難が伴い、地域での自立生活や社会参加においては、交通費の支出による経済的な負担が課題となります。

そのため、障がいのある人の外出時の支援として、医療機関への通院や施設への通所にかかる交通費の補助を引き続き実施します。併せて、交通費を補助する制度のより一層の周知を図るとともに、補助金額についても検討を行います。

【取組の方向】：これまでどおりに継続

今後も障がいのある方とのコミュニケーションの円滑化を図るとともに、外出や移動に関する支援など、自立した活動を促進できるように環境整備に取り組んでいきます。

②就労・就学支援の充実

【事業概況】

障がいのある人が地域で自立して暮らしていくためには、就労の場の確保は非常に重要となります。就労を希望する障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、総合的な支援に努めます。

また、「障害者雇用促進法」が改正されたことから、企業やその従業員に対して、障がいのある人の就労への理解をより一層促進し、就労環境の改善や雇用場所の拡大を目指します。

障がいのある子どもについては、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立し社会参加するために必要な力を養うため、一人ひとりの障がいの状態などに応じ、きめ細かな教育を行う必要があります。障がいのある子どもの個性や能力を育むために、継続的に幅広く支援していくことが重要です。

ノーマライゼーションの理念に基づき、公私連携幼保連携型認定こども園では障がいのある児童の受け入れを実施しています。また、小学校・中学校では特別支援学級を設置し、障がいのある児童を受け入れており、個別の支援計画を作成し、支援教育の充実に取り組んでいます。

【取組の方向】：これまでどおりに継続

今後も引き続き、障がいのある児童の就学支援に努めます。

③各種団体等への支援

【事業概況】

障がいのある人の社会参加を円滑にするなど、さまざまな活動を実施している障がいのある人やその保護者などで構成される当事者団体に対して、補助金を給付するなどの支援を実施しています。

【取組の方向】：これまでどおりに継続

今後も引き続き、こうした団体への支援を実施するとともに、関係機関等との連携の強化なども検討を進めます。

基本施策 4：自立支援給付サービスの推進

(1) 訪問系サービス

① 居宅介護（ホームヘルプ）

介護給付

【事業概況】

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他、生活全般にわたる援助を行います。

【見込量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用実人数 (人/月)	5人	5人	3人	4人	4人	4人
利用時間 (時間/月)	100時間	114時間	114時間	125時間	125時間	125時間

【取組の方向】：これまでどおりに継続

今後も継続して実施していきます。

② 重度訪問介護

介護給付

【事業概況】

重度の肢体不自由者で、常に介護が必要な人に、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

【見込量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用実人数 (人/月)	1人	1人	1人	1人	1人	2人
利用時間 (時間/月)	166時間	168時間	156時間	160時間	160時間	180時間

【取組の方向】：これまでどおりに継続

今後も継続して実施していきます。

③同行援護

介護給付

【事業概況】

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人について、移動時及びそれに伴う外出先においての必要な視覚的情報の支援(代筆・代読を含む。)、移動の援護、排泄・食事等の介護、その他外出する際に必要な援助を行います。

【見込量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用実人数 (人/月)	0人	0人	1人	1人	1人	1人
利用時間 (時間/月)	0時間	0時間	1時間	1時間	1時間	1時間

【取組の方向】：これまでどおりに継続

今後も継続して実施していきます。

④行動援護

介護給付

【事業概況】

行動上著しい困難を有するため、常時介護を要する人について、危険回避のために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他必要な援助を行います。

【見込量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
利用時間 (時間/月)	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間

【取組の方向】：これまでどおりに継続

これまでのところ利用がない状況が続いているため今後も見込み量の設定は行いませんが、利用希望があった場合にすぐに対処できるよう体制を整えていきます。

⑤重度障害者等包括支援

介護給付

【事業概況】

常時介護を要し、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人や知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人について、障害福祉サービスを包括的に提供します。

【取組の方向】：これまでどおりに継続

今後も継続して実施していきます。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

介護給付

【事業概況】

行動上著しい困難を有するため、常時介護を要する人について、危険回避のために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他必要な援助を行います。

【見込量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用実人数 (人/月)	25人	25人	24人	26人	26人	26人
利用のべ人数 (人日/月)	525人日	526人日	527人日	570人日	570人日	570人日

【取組の方向】：これまでどおりに継続

今後も継続して実施していきます。

②自立訓練（機能訓練）

訓練等給付

【事業概況】

身体障がいのある人または難病患者等の人、障害者支援施設または障害福祉サービス事業所に通うことで、当該施設・事業所において、または居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

【見込量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
利用のべ人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【取組の方向】：これまでどおりに継続

これまでのところ利用がない状況が続いているため今後も見込み量の設定は行いませんが、利用希望があった場合にすぐに対処できるよう体制を整えていきます。

③自立訓練（生活訓練）

訓練等給付

【事業概況】

知的障がいまたは精神障がいのある人が、障害者支援施設または障害福祉サービス事業所に通うことで、当該施設・事業所において、または居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

【見込量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用実人数 (人/月)	0人	0人	1人	0人	0人	0人
利用のべ人数 (人日/月)	0人日	0人日	1人日	0人日	0人日	0人日

【取組の方向】：これまでどおりに継続

令和5年度に1名の利用者が2ヶ月利用しただけであるため今後の見込み量の設定は行いませんが、利用希望があった場合にすぐに対処できるよう体制を整えていきます。

④就労選択支援

訓練等給付

【事業概況】

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、障がいのある人が本人の希望や適性に合った仕事を選択できるように支援するサービスです。

【見込量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用実人数 (人/月)	0人	0人	1人	0人	0人	0人

【取組の方向】：新規

令和7年までに開始予定の新しいサービスであり、今後の国や県の動向を踏まえ、本町に適した形での事業開始を目指していきます。

⑤就労移行支援

訓練等給付

【事業概況】

就労を希望する65歳未満の人で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる障がいのある人について、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への就労移行 定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

【見込量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用実人数 (人/月)	0人	0人	1人	2人	2人	2人
利用のべ人数 (人日/月)	0人日	0人日	20人日	40人日	40人日	60人日

【取組の方向】：これまでどおりに継続

これまでのところ利用がない状況が続いているため今後も見込み量の設定は行いませんが、利用希望があった場合にすぐに対処できるよう体制を整えていきます。

⑥就労継続支援（A型）

訓練等給付

【事業概況】

通常の事業所に雇用されることが困難な人のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労可能な65歳未満の人について、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援を行います。

【見込量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用実人数 (人/月)	2人	2人	3人	3人	4人	4人
利用のべ人数 (人日/月)	37人日	28人日	56人日	56人日	75人日	75人日

【取組の方向】：これまでどおりに継続

今後も継続して実施していきます。

⑦就労継続支援（B型）

訓練等給付

【事業概況】

通常の事業所に雇用されることが困難な人のうち、通常の事業所に雇用されていた障がいのある人で、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な人について、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練・支援を行います。

【見込量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用実人数 (人/月)	17人	18人	20人	20人	21人	22人
利用のべ人数 (人日/月)	289人日	291人日	320人日	336人日	352人日	368人日

【取組の方向】：これまでどおりに継続

今後も継続して実施していきます。

⑧就労定着支援

訓練等給付

【事業概況】

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対して、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係者等との連絡調整やそれに伴う課題解決にむけて必要となる支援を行います。

【見込量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【取組の方向】：これまでどおりに継続

これまでのところ利用がない状況が続いているため今後も見込み量の設定は行いませんが、利用希望があった場合にすぐに対処できるよう体制を整えていきます。

⑨療養介護

介護給付

【事業概況】

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要し、常時介護を要する人について、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をいたします。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【取組の方向】：これまでどおりに継続

これまでのところ利用がない状況が続いているため今後も見込み量の設定は行いませんが、利用希望があった場合にすぐに対処できるよう体制を整えていきます。

⑩短期入所

介護給付

【事業概況】

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人について、当該施設に短期間入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を行います。

【見込み量】

<福祉型>

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用実人数 (人/月)	2人	2人	2人	5人	5人	5人
利用のべ人数 (人日/月)	9人日	5人日	16人日	28人日	28人日	28人日

<医療型>

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
利用のべ人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【取組の方向】：これまでどおりに継続

福祉型については今後も継続して実施してまいります。医療型はこれまでのところ利用がない状況が続いているため、今後も見込み量の設定は行いませんが、利用希望があった場合にすぐに対処できるよう体制を整えてまいります。

(3) 居住系サービス

①共同生活援助（グループホーム）

訓練等給付

【事業概況】

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。

【見込量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用実人数 (人/月)	4人	4人	4人	7人	7人	9人

【取組の方向】：これまでどおりに継続

今後も継続して実施していきます。

②施設入所支援

介護給付

【事業概況】

その施設に入所する人について、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【見込量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用実人数 (人/月)	14人	14人	13人	15人	15人	15人

【取組の方向】：これまでどおりに継続

今後も継続して実施していきます。

③自立生活援助

訓練等給付

【事業概況】

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で一人暮らしを希望する人等に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納はないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好か、などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【取組の方向】：これまでどおりに継続

これまでのところ利用がない状況が続いているため今後も見込み量の設定は行いませんが、利用希望があった場合にすぐに対処できるよう体制を整えていきます。

(4) 相談支援

①計画相談支援

【事業概況】

利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成を行います。また、サービス等利用計画が適正であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直し、変更等を行います。

【見込量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用実人数 (人/月)	9人	11人	13人	14人	15人	16人

【取組の方向】：これまでどおりに継続

今後も継続して実施していきます。

②地域移行支援

【事業概況】

障害者支援施設に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対して、居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

【見込量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【取組の方向】：これまでどおりに継続

これまでのところ利用がない状況が続いているため今後も見込み量の設定は行いませんが、利用希望があった場合にすぐに対処できるよう体制を整えていきます。

③地域定着支援

【事業概況】

居宅において単身等の状況で生活する障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等において相談等の支援を行います。

【見込量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【取組の方向】：これまでどおりに継続

これまでのところ利用がない状況が続いているため今後も見込み量の設定は行いませんが、利用希望があった場合にすぐに対処できるよう体制を整えていきます。

(5) 自立支援医療

①更生医療

【事業概況】

障がいの程度を軽くしたり、取り除いたりする医療を給付します。

【取組の方向】：これまでどおりに継続

更生医療については、利用人数が近年やや増加傾向となっています。今後も利用者が増えることを見込み、適切な給付を行っていきます。

②育成医療

【事業概況】

生活能力を得るために必要な医療を給付します。

【取組の方向】：これまでどおりに継続

育成医療については、これまでのところ利用がない状況が続いていますが、今後利用者が現れた場合に適切な給付を行えるよう、体制整備を行っていきます。

③精神通院医療

【事業概況】

精神疾患に対する通院医療を給付します。

【取組の方向】：これまでどおりに継続

精神通院医療については、利用人数は近年ほぼ横ばいとなっていることから、今後も同様の利用状況が続くものと見込み、適切な給付を行っていきます。

(6) その他サービス

①補装具費

【事業概況】

義肢や車いす等の購入等に際し、補装具費(購入費、修理費等)の支給をします。

【取組の方向】：これまでどおりに継続

補装具費については、利用人数は近年ほぼ横ばいとなっていることから、今後も同様の利用状況が続くものと見込み、適切な給付を行っていきます。

②高額障害福祉サービス等給付費

【事業概況】

世帯内で障害福祉サービス等の負担額の合算額が基準額を超える場合は、利用者の負担を軽減するため、高額障害福祉サービス等給付費を支給します。

【取組の方向】：これまでどおりに継続

高額障害福祉サービス等給付費については、利用人数は近年ほぼ横ばいとなっていることから、今後も同様の利用状況が続くものと見込み、適切な給付を行っていきます。

基本施策5：地域生活支援事業の推進

(1) 必須事業

①理解促進研修・啓発事業

【事業概況】

障がい者が直面する「社会的障壁」を除去するために、障がい者への理解を深めるための研修・啓発を行います。

【見込量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実施の有無	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

【取組の方向】：これまでどおりに継続

理解促進研修・啓発事業については、今後研修会やイベントの実施も検討しながら、普段からの情報提供や日常的なふれあいを通じた理解促進・啓発を図るべく、環境整備等を行っていきます。

②障害者福祉活動事業助成等（自発的活動支援事業）

【事業概況】

ピアサポートや社会活動支援など、障がい者、家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援します。

【見込量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実施の有無	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

【取組の方向】：これまでどおりに継続

障害者福祉活動事業助成等(自発的活動支援事業)については、障がい者団体が少なく、ボランティア登録者もないため、ボランティア講座等の開催もないのが現状となっています。そのため、今後の支援についても現時点では見込んでいませんが、今後、自発的な取り組みへの支援を求める声が多くなるなど状況に変化があった場合は、支援の実施を検討します。

③相談支援事業

【事業概況】

障がい者、家族等に対する相談対応、権利擁護のための支援、サービスの利用に関する支援、情報提供等を行います。

【見込量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
基幹相談支援センター 等機能強化事業	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
住宅入居等支援事業	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
障害者相談支援事業	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

【取組の方向】：これまでどおりに継続

相談支援事業については、引き続き社会福祉法人南秋福祉会と社会福祉法人山本更生会の2か所で実施し、障がいのある人たちやその家族等への相談対応や適切な情報提供などを行い、障がいのある人たちが自立した生活を送れるよう支援します。

④成年後見制度利用支援事業

【事業概況】

成年後見制度を利用するための申立て費用等について、必要な方に補助をする事業です。

【見込量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【取組の方向】：これまでどおりに継続

利用がない状況が続いていますが、利用希望があった場合に対処できるよう体制を整えています。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

【事業概況】

成年後見制度における後見業務を適正に行うことができる法人を育成するために、研修等を実施します。

【見込量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実施の有無	未実施	未実施	未実施	検討	検討	検討

【取組の方向】：これまでどおりに継続

成年後見制度法人後見支援事業については、計画期間中の事業実施は見込んでいませんが、今後、成年後見制度の利用者が多くなった場合の法人後見や市民後見人の活用等についての検討を行います。

⑥意思疎通支援事業

【事業概況】

手話通訳者派遣、要約筆記者派遣、手話通訳者設置等、障がい者とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。

【見込量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
手話通訳者派遣事業 利用実人数 (人/年)	0人	0人	1人	1人	1人	1人
要約筆記者派遣事業 利用のべ人数 (人/年)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
手話通訳者設置事業 設置人数(人)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【取組の方向】：これまでどおりに継続

意思疎通支援事業については、手話通訳者派遣事業の利用者はほぼ固定されているため、今後も同様の利用状況が続くものと見込み、引き続きサービス提供を行ってまいります。

⑦日常生活用具給付事業

【事業概況】

日常生活上の便宜を図るために、国の告示に定める要件を満たす用具を給付または貸与します。

【見込量】

(給付の件数/年)	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護訓練支援用具	1件	1件	0件	1件	1件	1件
自立生活支援用具	0件	1件	1件	1件	1件	1件
在宅療養等支援用具	1件	2件	1件	1件	1件	1件
情報・意思疎通支援用具	0件	0件	2件	1件	1件	1件
排泄管理支援用具	140件	120件	96件	120件	120件	120件
住宅改修費	1件	1件	0件	1件	1件	1件

【取組の方向】：これまでどおりに継続

日常生活用具給付事業については、排泄管理支援用具について近年やや利用者が増加しています。今後も利用者が増加すると見込み、適切な給付を行っていきます。

⑧手話奉仕員養成研修事業

【事業概況】

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙・手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通に手話を用いる障がい者の日常生活・社会生活を支援します。

【見込量】

(人/年)	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
修了実人数	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【取組の方向】：これまでどおりに継続

手話奉仕員養成研修事業については、今のところ計画期間での利用は見込んでおりません。本町においては手話通訳の利用者が限定されていることから、手話通訳者が必要な場合は秋田県福祉環境部に依頼しています。

⑨移動支援事業

【事業概況】

屋外での移動が困難な障がい者等に対して、円滑に外出できるよう移動を支援します。

【見込量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用実人数 (人/年)	1人	1人	1人	1人	1人	1人

【取組の方向】：これまでどおりに継続

移動支援事業については、平成31年度から1人が利用しています。今後も同様の利用状況が続くものと見込み、引き続きサービスの提供を行っていきます。

⑩地域活動支援センター機能強化事業

【事業概況】

創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行います。

【見込量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用実人数 (人/年)	1人	0人	0人	0人	0人	0人

【取組の方向】：これまでどおりに継続

地域活動支援センター機能強化事業については、今後も同様の利用状況が続くものと見込み、引き続きサービス提供を行っていきます。

(2) 任意事業

①日中一時支援事業

【事業概況】

家族の就労や地域社会参加等の理由により、居宅において介護等を受けることが困難な障がい児者に対し、日中における活動の場を確保し、障がい児者を日常的に介護している家族等の一時的な休息を図ります。

【見込量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用実人数 (人/年)	4人	4人	3人	3人	3人	3人

【取組の方向】：これまでどおりに継続

日中一時支援事業については、今後も同様の利用状況が続くものと見込み、引き続きサービス提供を行ってまいります。

②障害者自動車運転免許取得費助成事業

【事業概況】

障がい者の自立更生を図るため、自動車運転免許の取得に要した費用の一部を助成し、障がい者の就労等、社会参加活動を推進します。

【見込量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用実人数 (人/年)	1人	0人	0人	0人	0人	0人

【取組の方向】：これまでどおりに継続

障害者自動車運転免許取得費助成事業については、令和3年度に1人の利用がありましたが、それ以降は利用がない状況が続いています。今後も利用者が現れることを想定し、体制整備や環境整備を行ってまいります。

③重度障害者入院時意思疎通支援事業

【事業概況】

意思の疎通が困難な障がい者が医療機関に入院した場合に、当該障がい者との意思疎通を十分に
行うことが出来る者を派遣し、円滑な医療行為が行えるよう支援します。

【見込量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用実人数 (人/年)	0人	0人	0人	0人	0人	0人

【取組の方向】：これまでどおりに継続

重度障害者入院時意思疎通支援事業については、平成27年度に1人の利用がありましたが、それ以
降利用がない状況が続いています。障害者総合支援法の改正により平成30年度から重度訪問介護の
訪問先が拡大され、入院中でも引き続きヘルパーによる支援が受けられるようになったことから、今後
も計画期間での利用は見込んでおりません。

(3) 町単独事業

①障害者施設通所交通費助成事業

【事業概況】

障がい者支援施設に通所する障がい者に対して、通所の際にかかる交通費の一部(月額 5,000 円を上限)を補助することにより経済的負担を軽減するとともに、障がい者の自立と社会参加の促進を図ります。

【取組の方向】：これまでどおりに継続

障害者施設通所交通費助成事業については、利用者数は近年ほぼ横ばいとなっているため、今度も同様の利用状況が続くものと見込み、引き続きサービス提供を行っていきます。

②じん臓機能障害者等通院交通補助事業

【事業概況】

医療機関において、人工透析療法または中心静脈栄養法もしくは経腸栄養法による医療の給付を受けるため、その医療機関に通院する際にかかる交通費(月額 5,000 円を上限)を補助し、障がい者の経済的負担の軽減を図ります。

【取組の方向】：これまでどおりに継続

じん臓機能障害者等通院交通補助事業については、利用者数は近年ほぼ横ばいとなっているため、今度も同様の利用状況が続くものと見込み、引き続きサービス提供を行っていきます。

③障がい者団体への支援

【事業概況】

障がい者福祉増進のために行う事業または活動している団体に対して補助金を支給し、活動を支援します。

【取組の方向】：これまでどおりに継続

現在1団体が対象となっております。今後も同様の利用状況が続くものと見込み、支援を実施してまいります。

④心身障害者貸付事業

【事業概況】

心身障がい者向けに居室等を増改築し、日常生活を快適に生活するための資金を貸付けます(貸付限度額 1,500 千円)

【取組の方向】：これまでどおりに継続

心身障害者貸付事業については、これまでのところ利用がない状況が続いていますが、今後利用者が現れることを想定し、体制整備や環境整備を行っていきます。

基本施策6：障害児通所支援の推進

①児童発達支援

【事業概況】

未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

これまで上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある未就学児に対しては医療型児童発達支援で対応していましたが、両サービスを一元化し、障がい種別にかかわらず、身近な地域で必要な発達支援が受けられるようになります。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
利用のべ人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【取組の方向】：これまでどおりに継続

利用がない状況が続いているため今後も見込み量の設定は行いませんが、利用希望があった場合にすぐに対処できるよう体制を整えていきます。

②居宅訪問型児童発達支援

【事業概況】

重症心身障害児等の重度の障がい児で、児童発達支援等を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能等の付与、その他必要な支援を行います。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
利用のべ人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【取組の方向】：これまでどおりに継続

これまでのところ利用がない状況が続いているため今後も見込み量の設定は行いませんが、利用希望があった場合にすぐに対処できるよう体制を整えていきます。

③放課後等デイサービス

【事業概況】

学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに放課後等の居場所づくりを推進するものです。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用実人数 (人/月)	5人	4人	4人	5人	5人	5人
利用のべ人数 (人日/月)	69人日	57人日	68人日	69人日	69人日	69人日

【取組の方向】：これまでどおりに継続

放課後等デイサービスについては、これまでの実績をもとに、見込み量はやや増加の方向で設定しています。

④保育所等訪問支援

【事業概況】

保育所等を現在利用中の障がい児、または今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等を訪問して支援することにより、保育所等の安定した利用を促進します。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用実人数 (人/月)	0人	0人	0人	0人	0人	0人
利用のべ人数 (人日/月)	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【取組の方向】：これまでどおりに継続

これまでのところ利用がない状況が続いているため今後も見込み量の設定は行いませんが、利用希望があった場合にすぐに対処できるよう体制を整えていきます。

⑤障害児相談支援

【事業概況】

障害児通所支援を利用する児童を対象に、障害児支援利用計画案の作成を行うとともに、一定期間ごとに一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、モニタリングを行います。

【見込み量】

	実績値			見込み量		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用実人数 (人/月)	1人	1人	1人	1人	1人	1人

【取組の方向】：これまでどおりに継続

障害児相談支援については、見込み量は横ばいで設定し、これまでと同程度のサービス提供を行っていきます。

基本施策 7 : 障害児入所支援の推進

①福祉型障害児入所施設

【事業概況】

障害児入所施設に入所する障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与、その他必要な支援を行う。

※実施主体は都道府県になります。

【取組の方向】 : これまでどおりに継続

福祉型障害児入所施設については、これまでのところ利用がない状況が続いていますが、今後利用者が現れた場合に適切な給付を行えるように、体制整備や環境整備を行っていきます。

②医療型障害児入所施設

【事業概況】

指定医療機関に入院する障がい児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療、その他必要な支援を行う。

※実施主体は都道府県になります。

【取組の方向】 : これまでどおりに継続

医療型障害児入所施設については、これまでのところ利用がない状況が続いていますが、今後利用者が現れた場合に適切な給付を行えるように、体制整備や環境整備を行っていきます。

第5章 計画の成果目標

1. 国の指針

国の「円滑な実施を確保するための基本的な指針」に示されている成果目標については、次のとおりです。

項目	国の基準
①施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・地域移行者数:令和4年度末施設入所者数の6%以上 ・施設入所者数:令和4年度末の5%以上削減
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数:325.3日以上 ・精神病床における1年以上入院患者数 ・精神病床における早期退院率: 3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上
③地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】
④福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.28倍以上 ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上【新規】 ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】 ・就労定着支援事業の利用者数:令和3年度末実績の1.41倍以上 ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上
⑤障害児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの設置:各市町村又は各圏域に1か所以上 ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築 ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築 ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等:各市町村又は圏域に1か所以上 ・各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】 ・各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】
⑥相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等 ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】
⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

2. 本町における成果目標の設定

国の基本的な指針」における成果目標を踏まえ、本町における成果目標は以下のように設定します。

項目	本町における成果目標
①施設入所者の地域生活への移行	施設入所利用者を基準として地域移行者数が6%以上、施設入所利用者の減少数が5%以上とされており、当町にあてはめるとどちらも1人以上となります。現在の施設入所者は重度化・高齢化により施設を出ることが困難になっている現状から具体的な目標値は挙げませんが、地域生活への移行がスムーズに行えるよう体制を整えていきます。
②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を勧めるにあたっては、精神科病院や当町だけで対応するには限界があり、圏域での保健・医療・福祉関係者が一体的に取り組む必要があります。圏域で事例や課題等を共有することができる協議会の設置を目指します。
③地域生活支援の充実	緊急時の相談支援の実施や短期入所の利用、単身での暮らしへ移行しやすくするためにグループホームの体験機会の提供を支援する地域生活支援拠点について、令和9年度までに各市町村に設置することが目標とされています。当町単独での設置は困難であるため、圏域での設置に向け南秋田郡自立支援協議会を活用し、協議を進めていきます。
④福祉施設から一般就労への移行等	これまで利用者のいなかった就労移行支援事業ですが、令和5年度は3名利用していたり、これまで利用者が1名であった就労継続支援A型事業についても現在3名利用していたりと、就労系サービスの利用者が増加しています。就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の利用者のうち毎年1名以上が一般就労へ移行することを目標とし、支援を続けます。
⑤障害児支援の提供体制の整備等	児童発達支援センターや重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村に設置することが目標とされています。当町単独での設置は困難であるため、圏域での設置に向け南秋田郡自立支援協議会を活用し、協議を進めていきます。
⑥相談支援体制の充実・強化等	地域の相談支援体制の強化や関係機関の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを各市町村に設置することが目標とされています。当町単独での設置は困難であるため、圏域での設置に向け南秋田郡自立支援協議会を活用し、協議を進めていきます。
⑦障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	障害福祉サービスの質を向上させるため、県が実施する研修等へ職員が参加し、職員の知識等の向上に取り組めます。また、研修内容等を事業所へ情報提供することで地域での情報共有ができるようにします。

第6章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進における基本姿勢

○障がい理由とする差別の解消

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。

障害者差別解消法は、国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者が、障がいを理由として差別的な扱いをすることを禁止しており、障がいのある人にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となる事物、制度、慣行、観念などの社会的障壁の除去のための合理的配慮を行うよう、国の行政機関や地方公共団体等には法的義務を、民間事業者には努力義務を課しています。

町では、これらの社会的障壁を取り除き、障がい者が様々な社会活動に参加できる機会が確保できるような形で、ハード・ソフト面のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを引き続き推進していきます。

○障がい者の虐待防止

平成24年10月から「障害者虐待防止法」が施行され、障がいのある人の権利利益の擁護が図られています。

「障がい者虐待」とは、養護者による障がい者虐待、障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待、使用者による障がい者虐待をいいます。虐待の類型は身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5つに分類されます。これらの虐待の防止策として、虐待の防止、虐待を受けた障がいのある人に対する保護及び自立支援のための措置、虐待を発見したときの通報義務や、障がい者虐待の早期発見の努力義務等が定められました。

また、虐待を防止するためには、一人ひとりの意識が大変重要になってきます。障がいのある人の中には、その障がいゆえに自分で声をあげられない人がいることも考えられます。障がいのある人一人ひとりの人権を守っていくために、尊厳のある個人として接することはもちろん、何が虐待にあたるかを認識しなければいけません。そのため、町では、障がい福祉サービス事業所や利用者、養護者等、様々な人や団体に向けて、障害者虐待防止法のさらなる周知を図るとともに、虐待防止を推進していきます。

権利擁護の取り組みとしては、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力に困難さを抱える方々への支援として、生活していく上での消費契約・行政手続に関する援助、また金銭管理を行う権利擁護事業を行っています。それに加えて、地域生活支援事業の必須事業として成年後見制度法人後見支援事業が追加されました。今後、市民後見人の育成、支援についても検討し、障がいのある人等をはじめとする権利擁護事業を推進していきます。

○サービスの量的拡大とサービス調整・評価体制の充実

障がいのある人が障がいの特性や置かれた状況に応じて必要とするサービスが利用できるよう量的な拡大に取り組んでいきます。また、一人ひとりに応じた質の高いサービスが提供されるよう、一人ひとりに応じた最適なサービスへつなぐサービス調整(マネジメント)機能と、提供されたサービスによる効果を把握、評価する仕組みづくりを目指します。本町においては引き続き、「成果(数値)目標」と「活動指標」を最大の眼目として計画の推進・評価を行っていきます。

2. 計画推進における役割分担

○障がいのある人の自立と連携

障がいのある人が、地域の中で自立した生活ができるよう、障がい福祉サービスを充実させるとともに、障がいのある人同士、障がい者団体、地域との交流及び連携を促進します。

○町の役割

本計画を効果的、総合的に進めていくため、保健、医療、福祉分野をはじめ、人権、産業・就労、教育、交通・住宅など関係各課との連携の強化を図り、組織横断的な支援体制を構築していきます。

また、障がい福祉サービスを円滑に実施するため、様々な広報媒体を通して住民への広報・情報提供の推進に努めます。

○地域社会の役割

障がいがあってもなくても、地域に暮らす人たちが皆さんが住民として、ともに生きるまちづくりを目指して、自立した個人としてそれぞれの地域で、安心して充実した生活を送ることができるような地域社会を構築していくことが期待されます。

○住民の役割

住民一人ひとりが、障がいや障がいのある人に対する理解を深め、ともに生きるまちを作り上げていくという認識のもと、障がいのある人もない人も互いに人格と個性を認め合い、尊重し支え合う社会の実現を目指していくことが期待されます。

○関係団体の役割

障がい者団体や社会福祉法人、特定非営利活動法人、サービス事業者等の関係団体は、町や社会福祉協議会など関係機関と連携し、本人や家族の代弁者として、あるいは地域福祉の担い手として、地域における福祉の向上に努めるとともに、ともに生きるまちづくりを推進していくことが期待されます。

3. 計画推進に向けた多様な連携の推進

○医療機関、教育機関等との連携

障がいのある人に対するサービス等の提供や地域生活への移行など、障がい福祉施策の実施にあたっては、障がい福祉の観点からだけでなく、医療機関や教育機関、リハビリテーションを行う機関等とも連携をして総合的に取り組むことが不可欠です。例えば、入所・入院生活から地域での生活に移行促進するためには医療機関とリハビリテーションを行う機関の連携が必要です。障がい児がその病気の状態に応じて適切な教育を受けられ、心身ともに健全な発達が進むためには医療機関と教育機関の連携が必要です。様々な機関が連携することにより、障がいのある人やその家族が、必要な支援をスムーズに受けることが可能になります。

障がい保健福祉、医療、教育等が一体となった総合的なサービス提供で障がいのある人が自立した地域生活を送れるよう、各機関の連携を推進します。

○地域のネットワーク強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく広く住民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの住民の参加が不可欠です。

住民や関連機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

○就労支援の強化

障がい者の一般就労や職場への定着についてはまだ十分とはいえない状況にあります。

このため、企業・事業所等における障がい者雇用の拡大を促進するとともに、福祉施設においては、利用者個々の能力を的確に評価し、効果的な就労支援が行える取り組みを進めます。

○切れ目のない支援体制づくり

個々の障がい者の成長に伴い、必要とされるサポートも変化していきます。

相談から各サービスの利用につなぐ一連の過程において、一人ひとりの支援ニーズに適合したサービスが一貫性をもって提供されるよう、サービス事業者をはじめ、関係機関等による総合的なネットワークづくりを構築し、一人ひとりのライフステージに沿って、切れ目のない支援を行っていきます。

○国・県との連携

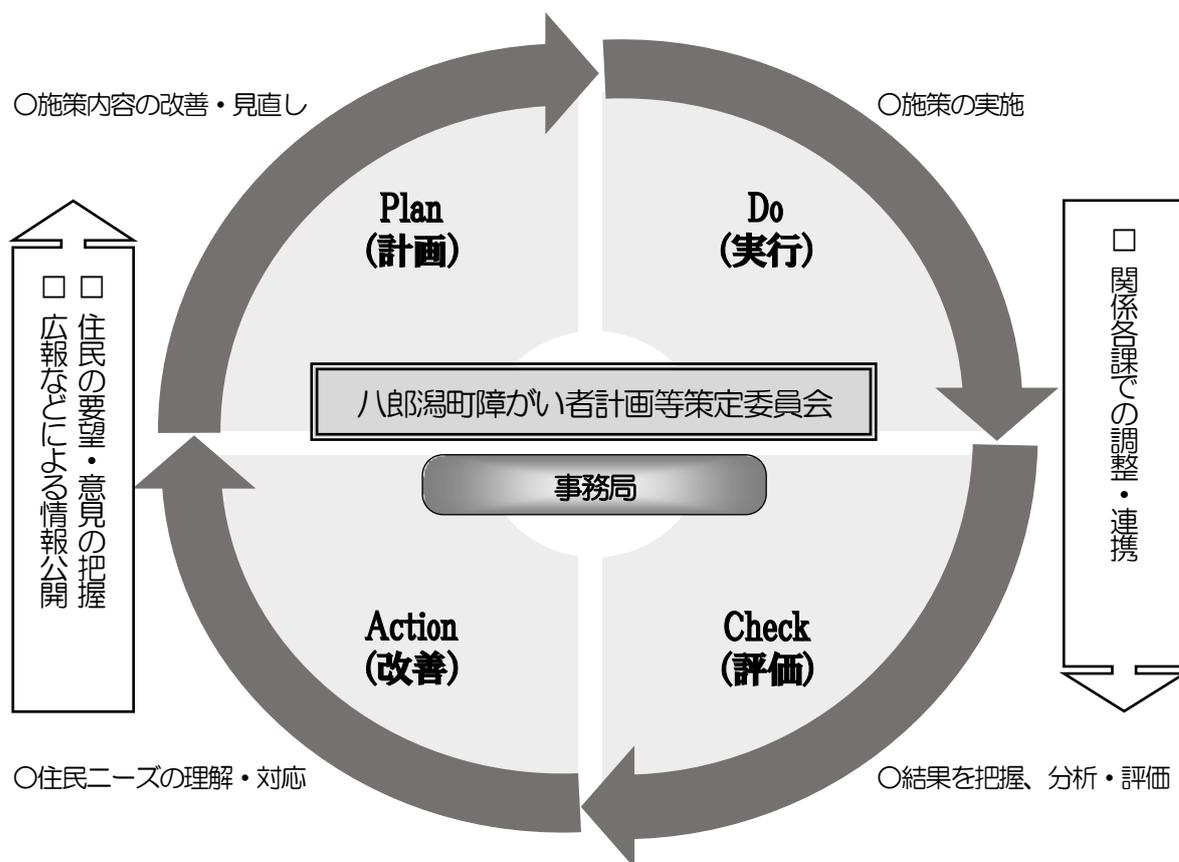
障がいのある人の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくないため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。また、地方公共団体の責務として、住民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

4. 計画の進行管理体制

(1) 計画の進行管理と評価

設定した数値目標をもとに障がい福祉計画の達成状況について、八郎潟町障がい者計画等策定委員会（及び事務局）において評価を行います。評価は、障がい福祉サービス、相談支援事業及び地域生活支援事業のサービスの利用状況や基盤整備状況についても行います。

また、計画期間中に障がい福祉施策に係る新たな行政需要が生じる等、必要な場合は、「PDCAサイクル」に沿って計画の見直しを行います。



※計画の進行管理におけるPDCAサイクルとは、それぞれ、業務計画の作成「計画」(Plan)、計画に沿った「実行」(Do)、実践の結果を目標と比べる「評価」(Check)、発見された改善すべき点を是正する「改善」(Action)の4つの段階からなっており、これを繰り返すことで、段階的に業務効率を向上させていくマネジメント手法を指しています。

(2) 庁内における進捗評価の体制

○ 庁内における適切な進行管理

本計画にかかわる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

本計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内で定期的に計画の進捗評価を行い、計画の適切な進行管理を行います。

■ 庁内での定期的な進捗評価の実施

○ 全庁的な職員の質の向上

本計画では様々な関係課が直接・間接的に障がいのある人とかわり施策を実施していくことになるため、すべての職員が、障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

■ 職員の障がい福祉に関する知識と意識の向上

(3) 人材の育成・確保

計画が円滑に実施されるように、必要とされる人材の育成と確保を図ります。

■ 人材の育成と確保

■ 専門職等の資質の向上・専門性の向上

(4) 計画の実施状況の公表

計画の進行管理として実施状況や計画の達成状況、運営状況などの点検・評価について、定期的に公表し、本計画に対する住民の理解を深められるように努めるとともに、進捗に問題や課題がある点については、改善に向けた対応策の検討につなげていきます。

5. 計画の普及・啓発の推進

本計画は、障がい者福祉にかかわる関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、様々な媒体を活用して、広く住民に知らせていきます。

また、障がい者支援の取り組みについてわかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、効果的な支援に結びつくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

○地域社会の理解促進

障がいのある人もない人もともに暮らす地域の実現のために、住民に障がいについての正しい理解をさらに深めていく必要があります。社会福祉協議会とも連携し、住民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進していきます。



■ 障がい者支援制度の周知の強化

○障がいのある人のニーズ把握・反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障がいのある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。



■ 障がい者ニーズの把握と取り組みへの反映

参考

■ 国の「障害者基本計画（第5次）」における成果目標

(1) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
権利擁護の推進、虐待の防止	成年後見制度の適切な利用のための支援の実施状況	地域生活支援事業(成年後見制度利用支援事業)を実施する地方公共団体の数	1,650団体 (2020年度)	1,741団体 (2024年度末)
	ピアサポートの実施状況	担い手(法人後見実施団体)の養成研修を実施する都道府県の数	15都道府県 (2020年度)	全都道府県 (2024年度末)
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業(ピアサポートの活用に係る事業)を実施する地方公共団体の数	52団体 (2020年度)	前年度比増 (~2027年度)
ピアカウンセリングの実施状況	障害者ピアサポート研修事業を実施する都道府県の数及び研修修了者数	9都道府県 (2021年度)	全都道府県 (2023年度末)	
		641人 ※ピアサポーター、管理者及び基礎・専門・フォローアップ研修の合計値	前年度比増 (~2027年度)	
障害を理由とする差別の解消の推進	障害者差別解消に向け行政機関職員が遵守すべき服務規律の整備状況	地域生活支援事業(ピアカウンセリングの活用に係る事業)を実施する地方公共団体の数	634 団体 (2021 年4 月)	前年度比増 (~2027 年度)
		障害者差別解消法に基づく対応要領を策定している地方公共団体の割合	市町村: 73.5% (2021 年4 月) ※政令指定都市及び中核市等以外の市町村	100% (2027 年度)
	地域で取組を効果的かつ円滑に行うためのネットワークの形成状況	障害者差別解消支援地域協議会を設置している地方公共団体の割合	中核市等: 83% (2021 年4 月) ※中核市、特別区及び県庁所在地(政令指定都市を除く。) その他市町村: 55.9% (2021 年4 月)	100% (2027 年度) 80%以上 (2027 年度)

(2) 安全・安心な生活環境の整備

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
住宅の確保	障害者が地域で安全に安心して暮らせる住環境の整備状況	公的賃貸住宅団地(100戸以上)における地域拠点施設併設率(注)高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等の支援に資する施設	29% (2019年度)	おおむね4割 (2030年度)
	障害者が地域で安全に安心して暮らすための支援の実施状況	共同生活援助のサービス見込量	154,680人 (2022年1月)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
	障害者が地域で安全に安心して暮らすための支援体制の整備状況	地域生活支援拠点を少なくとも一つ整備している市町村又は障害福祉圏域の数	921市町村118圏域 (2021年4月)	全ての地域 (2027年度) (注)各市町村又は各障害福祉圏域に少なくとも一つ整備
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業(精神障害者の住まいの確保支援に係る事業)を実施する地方公共団体の数	5地方公共団体 (2020年3月)	前年度比増 (~2027年度)
	居住支援協議会を設立する市区町村による人口カバー率	28% (2021年度)	50% (2030年度)	

(2) 安全・安心な生活環境の整備の続き

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
移動しやすい環境の整備等	旅客施設のバリアフリー化の進捗状況	一定の旅客施設のバリアフリー化率 ※註1	段差解消:94.5% (2020年度)	原則100% (2025年度)
			視覚障害者誘導用ブロックの整備:96.7% (2020年度)	原則100% (2025年度)
			案内設備の設置:80.3% (2020年度)	原則100% (2025年度)
			障害者用トイレの設置:91.6% (2020年度)	原則100% (2025年度)
			ホームドア又は可動式ホーム柵の整備番線数(鉄軌道駅全体):2192番線 (2020年度)	3000番線 (2025年度)
			ホームドア又は可動式ホーム柵の整備番線数(平均利用者数1日10万人以上の駅):334番線 (2020年度)	800番線 (2025年度)
	車両等のバリアフリー化の進捗状況	車両等のバリアフリー化率 ※註2	鉄軌道車両のバリアフリー化率:48.6% (2020年度)	約70% (2025年度)
			バス車両(基準の適用除外の認定を受けた車両を除く。)のうち、ノンステップバスの導入率:63.8% (2020年度)	約80% (2025年度)
			適用除外認定を受けたバス車両のうち、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率:5.8% (2020年度)	約25% (2025年度)
			鉄軌道アクセスがない一定の航空旅客ターミナルへのアクセスバス路線における、バリアフリー化されたバス車両が運行されている運行系統の割合:32% (2020年度) ※註1	約50% (2025年度)
			貸切バスの導入台数:1,975台 (2020年度)	約2,100台 (2025年度)
			タクシー車両のうち、福祉タクシーの導入台数:41,464台 (2020年度)	約90,000台 (2025年度)
			各都道府県におけるタクシーの総車両数に対するユニバーサルデザインタクシーの割合:—% (2020年度)	約25% (2025年度)
			旅客船のバリアフリー化率:53.3% (2020年度)	約60% (2025年度)
航空機のバリアフリー化率:99.7% (2020年度)	原則100% (2025年度)			

(2) 安全・安心な生活環境の整備の続き

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進	不特定多数が利用する施設等のバリアフリー化の進捗状況	不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率 ※註3	約63% (2021年度)	約67% (2025年度)
		規模の大きいおおむね2ha以上の都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率	園路及び広場:約63% (2018年度)	約70% (2025年度)
			駐車場:約53% (2018年度) 便所:約61% (2018年度)	約60% (2025年度) 約70% (2025年度)
障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進	障害者に配慮した道路の整備状況	特定道路におけるバリアフリー化率	67% (2020年度)	70% (2025年度)
	障害者に配慮した交通安全施設等の整備状況	主要な生活関連経路における信号機等のバリアフリー化率	99% (2019年度)	原則100% (2025年度)
		視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要と認められる部分に設置されている音響信号機及びエスコートゾーンの設置率	50.8% (2021年度)	原則100% (2025年度)

註1 鉄軌道駅及びバスターミナルについては、平均利用者数が3,000人/日以上施設及び2,000人/日以上3,000人/日未満で重点整備地区内の生活関連施設に位置付けられた施設、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルについては、平均利用者数が2,000人/日以上施設を対象。なお、鉄軌道駅の現状値については、平成30年3月に改正された公共交通移動等円滑化基準の改正前の基準をもって適合率を算定

註2 公共交通移動等円滑化基準に適合した車両等の割合又は台数

註3 床面積2,000㎡以上の特別特定建築物(病院、劇場、ホテル、老人ホーム等の不特定多数の者又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物。公立小学校等を除く。)の総ストック数のうち、バリアフリー法に基づく建築物移動等円滑化基準に適合するものの割合

(3) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
情報通信における情報アクセシビリティの向上	障害者に配慮した情報通信の充実にに向けた支援の進捗状況	「デジタル・ディバイド解消に向けた技術等研究開発支援」事業終了後3年以上経過した案件の事業化率	58.3% (2018年度)	前年度比同水準 (～2027年度)
	意思疎通支援に資する機器の実用化に向けた状況	障害者自立支援機器等開発促進事業の開発助成を経て製品化された機器数(累計) (注)助成から製品化まで数年間を要するものが多い	21件 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)
	ICTサポートセンターの設置状況	ICTサポートセンターを設置している都道府県数	31都道府県 (2022年度)	全都道府県 (2024年度)
	電話リレーサービスの普及状況	電話リレーサービスの認知及び理解に資する講習会や利用登録会等の実施を通じた利用者の登録件数	— (注)2022年度から電話リレーサービス提供機関において利用者登録会等を実施	前年度比増 (～2027年度)
情報提供の充実等	障害者に配慮した放送番組の普及状況	「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」の対象の放送番組の放送時間に占める字幕放送時間の割合	NHK総合:100% 在京キー5局平均:100% (2021年度)	(「視聴覚障害者等向け放送の充実に関する研究会」における議論を踏まえ設定) 【参考】現行の「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」における目標値 NHK総合及び在京キー5局:100%(2027年度)
		「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」の対象の放送番組の放送時間に占める解説放送時間の割合	NHK総合:15.2% NHK教育:19.9% 在京キー5局平均:17.6% (2021年度)	(「視聴覚障害者等向け放送の充実に関する研究会」における議論を踏まえ設定) 【参考】現行の「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」における目標値 NHK総合及び在京キー5局:15%以上(2027年度) NHK教育:20%以上(2027年度)
		1週間当たりの手話放送時間	NHK総合:1時間16分 NHK教育:4時間8分 在京キー5局平均:18分 (2021年度)	(「視聴覚障害者等向け放送の充実に関する研究会」における議論を踏まえ設定) 【参考】現行の「放送分野における情報アクセシビリティに関する指針」における目標値 NHK及び在京キー5局:平均15分/週以上(2027年度)
	障害者に配慮した通信・放送サービスの普及に向けた支援の進捗状況	「身体障害者向け通信・放送業務の提供・開発等の推進」助成終了後2年経過時の事業継続率	100% (2019年度)	前年度比同水準 (～2027年度)
意思疎通支援の充実	意思疎通支援に資する機器の実用化に向けた状況	障害者自立支援機器等開発促進事業の開発助成を経て製品化された機器数(累計) [再掲] (注)助成から製品化まで数年間を要するものが多い	21件 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)
行政情報のアクセシビリティの向上	公的機関のウェブサイトにおける情報アクセシビリティの確保状況	公的機関のウェブサイトの情報バリアフリーに関するJIS規格への準拠率	76.5% (2021年度)	84.5% (2027年度)

(4) 防災、防犯等の推進

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
防災対策の推進	災害発生時における迅速な避難等に関する取組の実施状況	土砂災害ハザードマップにおける土砂災害警戒区域の新規公表数	約16,000か所 (2020年度)	約56,000か所 (2025年度)
復興の推進	復興施策における障害者に関する取組の実施状況	「男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～」等に掲載されている障害者関係施策のフォローアップ記事や新規事例記事の掲載件数	1件 (2022年度)	3件 (2023～2027年度)
消費者トラブルの防止及び被害からの救済	障害者等の消費生活上特に配慮を要する消費者を見守るための体制の整備状況	消費者安全確保地域協議会の設置市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上の都道府県数	16府県 (2022年4月)	全都道府県 (2024年度)
		地域の見守り活動に消費生活協力員・協力団体を活用する市区町村の都道府県内人口カバー率50%以上の都道府県数	3県 (2021年4月)	全都道府県 (2024年度)
		消費者生活相談員の研修参加率(各年度)が100%となる都道府県数	3県 (2021年4月)	全都道府県 (2024年度)
		消費者行政職員の研修参加率(各年度)が80%以上となる都道府県数	全ての都道府県で未達成 (2021年4月)	全都道府県 (2024年度)

(5) 行政等における配慮の充実

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
選挙等における配慮等	選挙における視覚障害者への配慮の状況	国政選挙において「選挙のお知らせ」の点字版及び音声版を配布する都道府県の数	全都道府県 (2019年度)	全都道府県 (2027年度)
		国政選挙における投票所及び期日前投票所の段差解消等への対応状況	期日前投票所: 99.6% (2019年度)	100% (2027年度)
	選挙における身体障害者への配慮の状況		投票所: 99.8% (2019年度)	100% (2027年度)

(6) 保健・医療の推進

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値	
精神保健・医療の適切な提供等	精神病棟における長期入院の状況	精神病床における1年以上の長期入院患者数 (注)認知症患者を含む。	約17.1万人 (2020年度)	13.8万人 (2026年度)	
	精神保健観察の対象者の社会復帰の状況	精神保健観察事件年間取扱件数に占める処遇終了決定(注)を受けた者及び期間満了により精神保健観察を終了した者の数の割合(注)心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号)第56条第1項第2号に基づく保護観察所長の申立てによる処遇終了決定に限る。	26.1% (2021年度)	前年度比増 (～2027年度)	
	精神障害者の地域移行に向けた支援の実施状況	地域移行支援のサービス見込量		0.05万人 (2021年11月)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
		地域定着支援のサービス見込量		0.4万人 (2021年11月)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
		地域移行・地域生活支援事業を実施する地方公共団体の数	アウトリーチ事業	30団体 (2021年度)	前年度比増 (～2027年度)
			ピアサポート活用事業	25団体 (2021年度)	前年度比増 (～2027年度)
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業を実施する事業所数	9,111事業所 (2020年3月)	前年度比増 (～2027年度)	
	精神障害者の地域移行の取組を担う精神保健福祉士及び公認心理師の資格登録数	精神保健福祉士: 97,339人 (2021年度)	前年度比増 (～2027年度)		
	精神保健・医療を提供する体制の整備状況	指定通院医療機関(病院、診療所)の数	689か所 (2022年度)	前年度比増 (～2027年度)	
		全国の精神医療審査会における退院等請求の平均審査期間(請求受理から結果通知まで)	35日 (2020年度)	前年度比減 (～2027年度)	
		訪問系サービスの見込量	居宅介護	185,183人 (2020年度月次平均)	前年度比増 (～2027年度)
			重度訪問介護	11,331人 (2020年度月次平均)	前年度比増 (～2027年度)
			同行援護	23,997人 (2020年度月次平均)	前年度比増 (～2027年度)
	行動援護	10,611人 (2020年度月次平均)	前年度比増 (～2027年度)		
	心の健康づくり対策の実施状況	メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合	61.4% (2020年度)	80%以上 (2027年度)	
	心の健康づくりに関する情報発信の状況	ウェブサイト「みんなのメンタルヘルス」のアクセス件数	13,538,191件 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)	
	医療の提供が必要な障害者の受入れ体制の整備状況	医療型短期入所のサービス見込量	22,863人/日 (2020年度)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)	
			289か所 (2020年4月)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)	
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業を実施する事業所数[再掲]	9,111事業所 (2020年3月)	前年度比増 (～2027年度)	
		都道府県が指定する高次脳機能障害における支援拠点機関の設置数	119か所 (2022年4月)	前年度比増 (～2027年度)	
障害者の地域移行に向けた支援の実施状況		地域移行・地域生活支援事業を実施する地方公共団体の数[再掲]	アウトリーチ事業: 30団体 (2021年度)	前年度比増 (～2027年度)	
		ピアサポート活用事業: 25団体 (2021年度)	前年度比増 (～2027年度)		
福祉施設における歯科口腔保健の推進に向けた取組状況	障害者支援施設及び障害児入所施設における定期的な歯科検診の実施率	77.9% (2019年度)	(次期の歯科口腔保健の推進に関する基本的事項を踏まえて策定)		
難病患者等に対する相談支援の実施状況	難病相談支援センターにおける相談件数	108,374件 (2018年度)	前年度比増 (～2027年度)		

(6) 保健・医療の推進の続き

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
保健・医療の向上に資する研究開発等の推進	医薬品等の研究開発の状況	治験の届出数	808件 (2021年度)	前年度比増 (～2027年度)
		医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議で医療上の必要性が高いと判断され、開発要請がかかった品目の薬事承認や適応拡大の件数	11件 (2021年度)	年間7件
		再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成25年法律第85号)に基づく再生医療等提供計画の届出件数 (注)臨床研究に限る。	109件 (2021年度)	前年度比増 (～2027年度)
	医療機器等の研究開発の状況	革新的な医療機器・システムの実用化の件数	4件 (2021年度)	5件 (2027年度)
		SHIR推進プログラム(福祉課題)のうち高齢者の自立支援や介護者の負担軽減等に資する福祉機器の開発の採択件数	3件 (2022年度まで)	10件 (～2027年度)
	医薬品等の研究開発に対する支援の実施状況	RS戦略相談の実施件数 (注)RS戦略相談:レギュラトリーサイエンス戦略相談	104件 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)
保健・医療を支える人材の育成・確保	地域における保健・医療人材の育成に向けた体制の整備状況	地域保健従事者現任教員推進事業を実施する地方公共団体の数	59団体 (2021年度)	前年度比増 (～2027年度)
難病に関する保健・医療施策の推進	難病に関する医療費助成の状況	特定医療費受給者証の所持者数	1,033,770人 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)
		小児慢性特定疾病医療受給者証の所持者数	123,693人 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)
	難病患者等に対する相談支援の実施状況	難病相談支援センターにおける相談件数[再掲]	108,374件 (2018年度)	前年度比増 (～2027年度)
	難病に関する研究の支援状況	難病に関する研究課題の採択状況	101課題(難治性疾患政策研究事業:公募19課題、指定1課題、難治性疾患実用化研究事業:1次公募67課題、2次公募14課題) (2021年度)	前年度比同水準以上 (～2027年度)
	難病に関する医療を提供する体制の整備状況	都道府県における難病診療連携拠点病院の設置率	93% (2021年度)	100% (2027年度)
障害の原因となる疾病等の予防・治療	疾病等の患者に対する支援の実施状況	地域移行・地域生活支援事業(アウトリーチ事業)を実施する地方公共団体の数	30団体 (2021年度)	100% (2027年度)
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業を実施する事業所数[再掲]	9,111事業所 (2020年3月)	100% (2027年度)

(7) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
意思決定支援の推進	成年後見制度の適切な利用のための支援の実施状況	地域生活支援事業(成年後見制度利用支援事業)を実施する地方公共団体の数[再掲]	1,650団体 (2020年度)	1,741団体 (2024年度末)
		担い手(法人後見実施団体)の養成研修を実施する都道府県の数[再掲]	15都道府県 (2020年度)	全都道府県 (2024年度末)
相談支援体制の構築	障害者等に対する相談支援の実施状況	相談支援事業の利用者数	計画相談支援: 22.3万人 (2021年12月) 障害児相談支援: 7.3万人 (2021年12月)	前年度比増 (~2027年度) 前年度比増 (~2027年度)
		都道府県が開催する「相談支援従事者研修」(初任者・現任)の修了者数	7,392人 (2020年度)	前年度比増 (~2027年度)
		障害者ピアサポート研修事業を実施する都道府県の数及び研修修了者数[再掲]	9都道府県 (2021年度)	全都道府県 (~2027年度)
		障害者ピアサポート研修事業を実施する都道府県の数及び研修修了者数[再掲]	641人 ※ピアサポーター、管理者及び基礎・専門・フォローアップ研修の合計値	前年度比増 (~2027年度)
		難病相談支援センターにおける相談件数[再掲]	108,374件 (2018年度)	前年度比増 (~2027年度)
		都道府県が指定する高次脳機能障害における支援拠点機関の設置数[再掲]	119 か所 (2022年4月)	前年度比増 (~2027年度)
		地域移行支援、在宅サービス等の充実	福祉施設入所者の地域移行の状況	福祉施設入所者の地域生活への移行者数(累計)
円滑な地域生活に向けた支援の実施状況	円滑な地域生活に向けた支援の実施状況	共同生活援助のサービス見込量[再掲]	154,680人 (2022年1月)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
		自立生活援助のサービス見込量	1,251人 (2022年1月)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
		訪問系サービスの見込量[再掲]	居宅介護 185,183人 (2020年度月次平均)	前年度比増 (~2027年度)
			重度訪問介護 11,331人 (2020年度月次平均)	前年度比増 (~2027年度)
			同行援護 23,997人 (2020年度月次平均)	前年度比増 (~2027年度)
		行動援護 10,611人 (2020年度月次平均)	前年度比増 (~2027年度)	
		自立訓練(機能訓練・生活訓練)のサービス見込量	1.9万人 (2021年3月)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
		短期入所のサービス見込量	385,523人/日 (2021年度)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
円滑な地域生活に向けた支援体制の整備状況	円滑な地域生活に向けた支援体制の整備状況	地域生活支援拠点を少なくとも一つ整備している市町村数	921市町村 (2021年4月)	全ての地域 (2023年度) (注)各市町村に少なくとも一つ整備
		精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業を実施する事業所数[再掲]	9,111事業所 (2020年3月)	前年度比増 (~2027年度)

(7) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進の続き

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値	
障害のあることに対する支援の充実	障害のあることに対する支援の実施状況	児童発達支援事業等を行う事業所数 (注)児童福祉法等に基づくもの	児童発達支援: 8,408事業所 (2021年3月) 医療型児童発達支援: 90事業所 (2021年3月) 放課後等デイサービス: 15,994事業所 (2021年3月) 保育所等訪問支援: 985事業所 (2021年3月) 児童発達支援センター: 719事業所 (2021年3月) 障害児入所施設: 379事業所 (2021年3月)	(地方公共団体が作成する第2期障害児福祉計画等の状況を踏まえ設定)	
		巡回支援専門員整備事業を行う市町村数	460市町村 (2020年度)	500市町村 (2025年度)	
		重症心身障害児に対する支援の実施状況	重症心身障害児を対象に児童発達支援事業等を行う事業所数 (注)児童福祉法等に基づくもの	児童発達支援: 598事業所 (2021年3月) 医療型児童発達支援: 59事業所 (2021年3月) 放課後等デイサービス: 1,859事業所 (2021年3月)	(地方公共団体が作成する第2期障害児福祉計画等の状況を踏まえ設定) (注)原則として各市町村に少なくとも1か所以上を想定
		発達障害者の支援体制の整備状況	発達障害者支援センターの複数設置又は地域支援マネージャーの配置のいずれかを行っている都道府県及び政令指定都市の割合	79% (2021年度) (注)内訳 ・発達障害者支援センターの複数設置の割合: 31% ・地域支援マネージャーの配置の割合: 78%	100% (2027年度)
		発達障害に対する医療関係者の理解促進に向けた取組状況	かかりつけ医等発達障害対応力向上研修を実施している都道府県数	30都道府県 (2021年度)	全都道府県 (2027年度)
障害福祉サービスの質の向上等	サービスを提供する者に対し指導を行う者の養成状況	都道府県が開催する「サービス管理責任者研修」・「児童発達支援管理責任者研修」(基礎・実践・更新)の修了者数	25,295人 (2020年度)	前年度比増 (~2027年度)	
福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等	障害者のアクセシビリティの向上に資する機器の製品化に向けた状況	障害者自立支援機器等開発促進事業の開発助成を経て製品化された機器数(累計)[再掲] (注)助成から製品化まで数年間を要するものが多い	21件 (2020年度)	前年度比増 (~2027年度)	
	福祉用具の製品化に向けた状況	SBIR推進プログラム(福祉課題)のうち高齢者の自立支援や介護者の負担軽減等に資する福祉機器の開発の採択件数[再掲]	3件 (2022年度まで)	10件 (~2027年度)	
障害福祉を支える人材の育成・確保	障害福祉を支える人材の育成状況	精神障害者の地域移行の取組を担う精神保健福祉士及び公認心理師の資格登録数[再掲]	精神保健福祉士: 97,339人 (2021年度) 公認心理師: 54,248人 (2021年度)	前年度比増 (~2027年度) 前年度比増 (~2027年度)	

(8) 教育の振興

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
インクルーシブ教育システムの推進	個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用	幼・小・中・高等学校等において、個別の指導計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画が作成されている児童等の割合	90.9% (2018年度)	おおむね100% (2027年度)
		幼・小・中・高等学校等において、個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている児童等の割合	84.8% (2018年度)	おおむね100% (2027年度)
		幼・小・中・高等学校等において、合理的配慮の提供について個別の指導計画又は個別の教育支援計画に明記することとしている学校の割合	72.4% (2018年度)	おおむね100% (2027年度)
	通級による指導の普及状況	小・中・高等学校等において通級による指導を受けている児童生徒数	164,697人 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)
	特別支援教育の推進に向けた体制の整備状況	特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組を行っている幼・小・中・高等学校等の割合 (注)校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名、教師の専門性向上	校内委員会の設置 86.1% (2018年度)	前年度比増 (～2027年度)
		特別支援教育コーディネーターの指名率 84.9% (2018年度)	前年度比増 (～2027年度)	
		教師の専門性向上 78.4% (2018年度)	前年度比増 (～2027年度)	
教育環境の整備	特別支援学校の教師の専門性の向上	下記の要件のいずれかに該当せず、かつ特別支援学校教諭免許状を取得していない特別支援学校教諭の割合 (要件) ①当該教師の前任校が、小学校等の他の学校種又は他の障害種を対象とする特別支援学校である ②配置しようとする障害種の特別支援学校の教師として必要な特別支援教育領域の特別支援学校教諭免許状を取得する計画がある者	(注)今後把握予定のため、現時点では不掲載。	おおむね0% (2027年度)
		小・中・高等学校等に採用後、おおむね10年目までの期間内において、特別支援学級の教師や、特別支援学校の教師を複数年経験した教員の割合	(注)今後把握予定のため、現時点では不掲載。	前年度比増 (～2027年度)
		管理職の選考に当たり、特別支援教育の経験も考慮している都道府県教育委員会等の割合	(注)今後把握予定のため、現時点では不掲載。	前年度比増 (～2027年度)
		教員育成指標において特別支援教育を明確に位置付けている都道府県教育委員会等の割合	(注)今後把握予定のため、現時点では不掲載。	前年度比増 (～2027年度)
	特別支援学校のセンター的機能の発揮状況	センター的機能を主として担当する校務分掌・組織(例:「地域支援部」等)を設けている割合	96.3% (2017年度)	100% (2027年度)
	学校施設のトイレの洋式化状況	全国の公立小中学校における約136万基の便器を対象としたトイレの洋式化率	57% (2020年度)	95% (2025年度)
	公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備状況(校舎)	車椅子使用者用トイレの整備率	65.2% (2020年度)	避難所に指定されている全ての学校に整備する。(令和2年度調査時点で約95%に相当) (2025年度)
		スロープ等による段差解消 ①門から建物の前まで ②昇降口・玄関等から教室等まで	①78.5% ②57.3% (2020年度)	全ての学校に整備する。 (2025年度)
	エレベーターの整備率	27.1% (2020年度)	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する。(令和2年度調査時点で約40%に相当) (2025年度)	

(8) 教育の振興の続き

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
	公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備状況(屋内運動場)	車椅子使用者用トイレの整備率	36.9% (2020年度)	避難所に指定されている全ての学校に整備する。(令和2年度調査時点で約95%に相当) (2025年度)
		スロープ等による段差解消 ①門から建物の前まで ②昇降口・玄関等から教室等まで	①74.4% ②57.0% (2020年度)	全ての学校に整備する。 (2025年度)
		エレベーターの整備率	65.9% (2020年度)	要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する。(令和2年度調査時点で約75%に相当) (2025年度)
高等教育における障害学生支援の推進	障害学生に対する合理的配慮の提供等の状況	障害学生が在籍する大学等において、授業に関する支援を実施している大学等の割合	82.7% (2020年度)	おおむね100% (2025年度)
		障害学生が在籍する大学等において、授業以外の支援を実施している大学等の割合	74.3% (2020年度)	おおむね100% (2025年度)
	障害学生の支援等に関する体制の整備状況	障害学生支援に関する規程等、又は障害者差別解消法に関する対応要領、基本方針等を整備している大学等の割合	69.6% (2020年度)	100% (2025年度)
		障害学生支援担当者を配置している大学等の割合	96.0% (2020年度)	100% (2025年度)
		紛争の防止、解決等に関する調整機関を設置している大学等の割合	50.7% (2020年度)	100% (2025年度)
		ホームページで障害学生支援情報を公開している大学等の割合	58.1% (2020年度)	100% (2025年度)
		ガイダンスにおいて、障害学生支援の手法などに関する学内規程や支援事例等を周知している大学等の割合	22.2% (2020年度)	100% (2025年度)
	障害学生への就職指導の状況	障害学生が在籍する大学等において、就職先の開拓、就職活動支援を実施している大学等の割合	23.5% (2020年度)	おおむね100% (2025年度)
		障害学生が在籍する大学等において、障害学生向け求人情報の提供を実施している大学等の割合	22.5% (2020年度)	おおむね100% (2025年度)
	大学等の入試における障害学生への配慮に関する情報公開の状況	募集要項等への障害学生への配慮に関する記載を行っている大学等の割合	85.8% (2020年度)	100% (2025年度)
生涯を通じた多様な学習活動の充実	学校卒業後の障害者の生涯学習の状況	学校卒業後に学習やスポーツ・文化等の生涯学習の機会があると回答する障害者の割合	34.3% (2018年度)	50% (2025年度)
	公共図書館、学校図書館における障害者の読書環境の整備状況	サビエ図書館を利用している施設・団体数(公共図書館を含む。)	458件 (2022年度)	前年度比増 (~2027年度)
		国立国会図書館から視覚障害者等用データ提供を受けている図書館数	153件 (2022年度)	前年度比増 (~2027年度)
	全国の学校におけるコミュニティ・スクールの導入状況	全国の公立学校におけるコミュニティ・スクールの数	15,221校 (2022年度)	(文部科学省が作成する次期教育振興基本計画等を踏まえ検討)

(9) 雇用・就業、経済的自立の支援

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
総合的な就労支援	就労支援の実施状況	「障害者向けチーム支援」による障害者の就職率	54.6% (2021年度)	55.6% (2027年度)
		就労移行支援の利用者数	63.9万人日分 (2020年度)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
		福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数	12,595人 (2020年度)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
	就労支援に向けた体制の整備状況	ジョブコーチの養成数	14,062人 (2021年度)	(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の新たな中期目標の状況を踏まえ設定)
	就労支援を受けた障害者の就職状況	一般就労への年間移行者数	1.7万人 (2020年度)	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
			1.8万人 (2021年度)	2.4万人 (2027年度)
			62.9% (2020年度)	70% (2027年度)
			48.5% (2020年度)	55% (2027年度)
	就労支援を受けた障害者の職場定着状況	就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所の割合	— (注)2022年度から調査を開始したため、現時点では現状値を算出不可	(地方公共団体が作成する第6期障害福祉計画等の状況を踏まえ設定)
		ジョブコーチによる支援の終了者のうち精神障害者、発達障害者及び高次脳機能障害者の職場定着率	89.8% (2021年度)	(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の新たな中期目標の状況を踏まえ設定)
障害者就業・生活支援センター登録者のうち精神障害者の就職者の職場定着率		75.3% (2021年度)	79.4% (2027年度)	
障害者雇用の促進	民間企業における障害者雇用の状況	障害者の雇用率達成企業の割合	47.0% (2021年6月)	56.0% (2027年度)
	公的機関における障害者雇用の状況	障害者雇用率を達成する公的機関の数	2,002 機関(2,782 機関中) (72%) (2021年6月)	全ての公的機関 (2027年度)
	公共職業安定所における職業紹介の状況	公共職業安定所における就職件数(障害者)	96,180 件 (2018～2021年度の累計39.2万人)	62.2 万件 (2023～2027年度の累計)
障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保	障害者が多様な働き方を選択できる環境の整備状況	テレワーク制度等に基づく雇用型テレワーカーの割合	24.5% (2021年度)	(新型コロナウイルス感染症への対応状況及びその後の社会情勢の変化を踏まえ設定)
	ICTを活用したテレワークの普及・拡大に向けた取組状況	通信利用動向調査の企業におけるテレワーク導入率	51.9% (2022年5月)	(最新の調査結果を踏まえ、テレワーク推進に関する新たな政府目標を検討)
	農業分野における障害者の就労支援に向けた取組状況	農福連携による障害者の就農促進プロジェクトを実施する都道府県の数	24道府県 (2020年度)	全都道府県 (2027年度)
	障害者就労施設等の受注機会の確保に向けた取組状況	障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先購入(調達)の実績額	199億円 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)
	一般就労が困難な障害者に対する支援	就労継続支援B型事業所から得られる収入の状況	就労継続支援B型事業所の月額平均工賃額	15,776円 (2020年度)
障害者就労施設等の受注機会の確保に向けた取組状況		障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先購入(調達)の実績額[再掲]	199億円 (2020年度)	前年度比増 (～2027年度)

(9) 雇用・就業、経済的自立の支援の続き

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
文化芸術活動の充実に向けた社会環境の整備	障害者の文化芸術活動に対する支援の状況	障害者芸術文化活動普及支援事業を実施する都道府県数	37都道府県 (2021年度)	全都道府県 (2027年度)
	地域における障害者の文化芸術活動の取組状況	障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を策定した都道府県数	27都道府県 (2021年10月)	全都道府県 (2027年度)
スポーツに親しめる環境の整備	地域における障害者スポーツの普及状況	障害者の週1回以上のスポーツ実施率	成人:31% (2021年度) 若年層:41.8% (2021年度) (注)7~19歳	成人:40%程度 (2026年度) 若年層:50%程度 (2026年度)
		一般の成人の障害者スポーツの実施状況	一般の成人の障害者スポーツを体験したことのある者の割合	5.7% (2021年度)
	スポーツ施設のユニバーサルデザイン化	対策の優先順位の考え方を記載した質の高い個別施設計画における地方公共団体の策定率	11% (2019年度)	50% (2026年度)
競技スポーツに係る取組の推進	アスリートの育成強化の状況	パラリンピック競技大会における金メダル数	夏季大会:13個 (2021年) 冬季大会:4個 (2022年)	過去最高の金メダル数 (注)夏季大会:18個以上 (2024年) 冬季大会:13個以上 (2026年)

(10) 国際社会での協力・連携の推進

目標分野	把握すべき状況	指標	現状値(直近の値)	目標値
政府開発援助を通じた国際協力の推進等	国際協力の担い手の育成状況	障害者を対象としたJICAの取組における研修員の受入れ数	215人 (2021年度)	前年度比同水準以上 (~2027年度)
	国際協力の担い手の活動状況	障害者を対象としたJICAの取組における専門家の派遣数	16人 (2021年度)	前年度比同水準以上 (~2027年度)
	障害者に関する技術協力の実施状況	障害者を対象としたJICAの取組におけるJICAボランティアの数	29人 (2021年度)	前年度比同水準以上 (~2027年度)
障害者の国際交流等の推進	国際交流等を担う民間団体等への支援の状況	JICAを通じた障害者を対象とする技術協力プロジェクト事業の件数	6件 (2021年度)	前年度比同水準以上 (~2027年度)
		日本NGO連携無償資金協力を通じた事業の採択件数	6件 (2021年度)	前年度比同水準以上 (~2027年度)

用語解説

用語	説明
あ 行	
アクセシビリティ	アクセシビリティとは、年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。
意思疎通支援事業	地域生活支援事業の一つ。手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援する。
移動支援	地域生活支援事業の一つ。円滑に外出できるよう、移動を支援する。
医療型児童発達支援	上肢や下肢、体幹の機能の障害のある児童に対し、児童発達支援や治療を行うサービス。
医療的ケア児	病院以外の場所で「たんの吸引」や「経管栄養」等、生きていく上で必要な医療的援助を必要とする子ども。
一般就労	障害者の就労の種類の一つ。労働基準法等に基づく雇用関係による一般の企業への就労のこと。
か 行	
学習障害（LD）	基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定の技能習得と使用に著しい困難を示す障害。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う障害福祉サービス。地域の住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において数人の知的障害者や精神障害者、身体障害者などが、一定の経済的負担を負って共同で生活し、同居又は近隣に居住している専任の世話人により食事の提供、相談その他の日常的な支援が行われる。
居宅介護（ホームヘルプ）	居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談・助言等、生活全般にわたる援助を行う障害福祉サービス。
権利擁護	意思能力が十分でないため、生活の様々な場面で権利を侵害されやすい知的障害者や認知症高齢者などが、安心して日常生活を送ることができるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。
工賃	一般的には「物を製作、加工する労力に対する手間賃」のことを指す。障害者が就労継続支援事業所等の仕事で収益を生んだ場合に、労働成果として支払われるもの。
行動援護	障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行う障害福祉サービス。
合理的配慮	障害者から、社会の中にあるバリアを取り除くための対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲でバリアの除去を行うこと。段差がある場合に補助したり、障害者の特性に合わせて催し物の座席を決めたりするなど、様々な対応が考えられる。
さ 行	
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う障害福祉サービス。
肢体不自由	身体障害の一つで、四肢（上肢・下肢）や体幹の機能に障害があることをいう。身体障害者福祉法における障害の分類では、最も対象者が多い。
児童発達支援	障害児に、日常生活における基本的な動作の指導や知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う障害児通所支援。福祉型と医療型がある。

用語	説明
自発的活動支援事業	地域生活支援事業の一つ。障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行う。ボランティア活動支援等。
社会資源	社会的ニーズを充足する様々な物質や人材の総称。社会福祉では、社会福祉施設、備品、サービス、資金、制度、情報、知識・技能、人材等のことを指す。
社会福祉協議会	社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、様々な福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。略称は「社協」。
重度障害者等包括支援	重度の障害者等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供する障害福祉サービス。
重度訪問介護	重度の肢体不自由等で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行う障害福祉サービス。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービス。
就労継続支援（A・B型）	一般企業等での就労が困難な障害者に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービス。雇用型（A型）と非雇用型（B型）がある。
就労定着支援	一般就労へ移行した障害者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障害者の来所により必要な連絡調整や指導・助言を行う障害福祉サービス。
手話通訳者	話の内容やその場で起こっている音を手話に、又は手話を音声に変換して伝えるなどの通訳者。厚生労働省の手話通訳士の試験等に合格し、聴覚障害者の社会参加を支援するための専門家。
手話奉仕員	手話を用いて、聴覚障害者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した者。
手話奉仕員養成研修事業	地域生活支援事業の一つ。手話奉仕員の養成研修を行う。
障害支援区分	障害福祉サービスの利用にあたり、障害者の支援の必要度を表す、6段階の区分（区分1～6：区分6の方が必要度が高い）。区分に応じて適切なサービスやサービスの支給量が決められる。
障害児入所施設	入所した障害児に対し、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設。福祉型と医療型がある。
障害児福祉手当	20歳未満の在宅の重度障害児に支給される手当。
障害者基本法	障害者施策に関する基本的理念とともに、国や地方公共団体等の責務、障害者のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とする法律。
障害者計画	障害者基本法の規定に基づき、都道府県・市区町村が策定する計画で、障害者のための施策に関する課題、目標、具体的な方策などを定めるもの。
障害者雇用促進法	障害者の雇用の促進等を図ることを目的とした法律で、事業主に対して、一定割合の障害者を雇用するように義務付けるなど、障害者の職業の安定を図るために様々な規定を設けている。正式名称は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」。

用語	説明
障害者差別解消法	障害者基本法の基本的な理念に沿って、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置（＝合理的配慮の提供）等を定めた法律。これにより、差別の解消を推進し、障害のある人もない人も共に暮らせる社会を目指すことを目的としている。正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。
障害者週間	「障害者週間」は、平成16（2004）年6月の障害者基本法の改正により、国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定された。毎年12月3日から12月9日までの1週間となっている。
障害者総合支援法	障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障害者・障害児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。旧称は、「障害者自立支援法」。正式名称は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。
障害者の権利に関する条約	すべての障害者の尊厳と権利を保障するための人権条約で、2006年12月13日に第61回国連総会において採択された。
障害年金	けがや病気により重い障害を負ってしまったときに、支給される公的年金。
障害福祉計画	障害者総合支援法の規定に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保等に関して定める計画。国が示す基本指針に即して策定することが義務付けられている。
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービス。機能訓練と生活訓練の2種類がある。
自立支援医療	障害に係る公費負担医療制度間での負担の不均衡を解消するため、医療費のみに着目した負担（精神通院医療）と、所得のみに着目した負担（更生医療・育成医療）を医療と所得の双方に着目した負担とする仕組みに統合し、医療費の自己負担を原則1割とする公費負担医療制度。
自立生活援助	一人暮らしを希望する障害者等について、必要な理解力や生活力を補うために、定期的な訪問や随時の対応により必要な支援を行う障害福祉サービス。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法の規定に基づき交付される手帳であり、身体障害の程度によって、1級から6級までに区分される。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する障害福祉サービス。
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき交付される手帳であり、精神障害の程度によって1級から3級までに区分される。
成年後見制度	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分又は困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。支援する人（後見人等）を選任し、契約の締結等を代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消したりできるようにするなど、地域で安心して生活できるように支援する。
成年後見制度法人後見支援事業	地域生活支援事業の一つ。成年後見制度における法人後見活動を支援するために、法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築等を行う。

用語	説明
成年後見制度利用支援事業	地域生活支援事業の一つ。障害福祉サービスを利用する知的障害者や精神障害者に対し、権利擁護を図ることを目的とし、成年後見制度の利用について必要となる経費のすべて又は一部について補助を行う。
相談支援事業	地域生活支援事業の一つ。障害のある方、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援する。
相談支援専門員	障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する者。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。
た 行	
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、一時的に短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事その他の必要な介護等を行う障害福祉サービス。
地域移行支援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する 18 歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行う障害福祉サービス。
地域活動支援センター	地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等を行い、障害者の自立した地域生活を支援する場。当センターの運営は、地域生活支援事業として位置づけられる。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会。
地域生活支援事業	障害者が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業。移動支援事業や、成年後見制度利用支援事業等。
地域定着支援	居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う障害福祉サービス。
地域包括ケアシステム	介護が必要になった高齢者も、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるように、医療・介護・介護予防・生活支援・住まい等の 5 つの分野で一体的に受けられる支援体制のこと。
注意欠陥・多動性障がい (ADHD)	年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の発達障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が外出する際に、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を行う障害福祉サービス。
特別支援学校	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とした学校。平成 19（2007）年の学校教育法改正前は、盲学校、聾学校及び養護学校だった。
特別支援学級	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校や幼稚園においては、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒や幼児に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級。平成 19（2007）年の学校教育法改正により、特殊学級から特別支援学級に名称変更された。

用語	説明
特別支援教育	従来の特殊教育の対象の障害だけでなく、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症を含めて障害のある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。
特別児童扶養手当	20歳未満の在宅の重度障害児の保護者に支給される手当。障害程度1級、2級を監護、養育している保護者が対象。
特別障害者手当	寝たきりなど常時特別な介護が必要な20歳以上の在宅の重度障害者に支給される手当。
な 行	
難病	難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）に基づく難病は、発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするものとなるもの。このうち、当該難病の患者数が国内において厚生労働省令で定める人数に達せず、かつ、当該難病の診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていることその他厚生労働省令で定める要件を満たすものを指定難病という。
日常生活自立支援事業	判断能力の不十分な方々（認知症高齢者、知的障害者、精神障害等）を対象に、福祉サービス利用手続きに関する相談・援助、日常的な金銭管理等を行う制度。
日常生活用具給付等事業	地域生活支援事業の一つ。障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業。
任意事業	地域生活支援事業のうち、必須事業でないものを指す。例えば、訪問入浴サービス、レクリエーション活動等支援、成年後見制度普及啓発等。
は 行	
発達障害	発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされている。自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などが含まれる。
バリアフリー	障害者が社会生活をしていく上で社会的、制度的、心理的なすべての障壁（バリア）となるものを除去すること。
ハローワーク	公共職業安定所の通称。厚生労働省からの指示を受け、都道府県労働局が地域の産業・雇用失業情勢に応じた雇用対策を展開している。民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担う。
避難行動要支援者	障害者等の防災施策において配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人のこと。平成25（2013）年6月の災害対策基本法の一部改正により避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。
福祉的就労	障害者の就労形態の一つ。各種施設や小規模作業所等で職業訓練等を受けながら作業を行うこと。
福祉避難所	市町村が、災害時に、自宅や避難所での生活が困難で、医療や介護などのサービスを必要とする人を一時的に受け入れ、保護するための施設で、社会福祉施設などが指定される。
福祉ホーム	住居を求めている障害者に対し、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う施設。当該施設の運営は、地域生活支援事業の任意事業として実施される。
保育所等訪問支援	保育所等を利用する障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等の安定した利用を促進するための訪問支援。

用語	説明
放課後等デイサービス	学校に就学している障害児に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する障害児通所支援。
法人後見	社会福祉法人や社団法人、NPO等の法人が成年後見人等となり、障害者や高齢者等の判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。
包摂	包摂とは包み込むことを意味しており、福祉の場面においては社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）＝“誰も排除されることなく、全員が社会に参画する機会を持つ”という意味を持つことも多く、高齢者や障がい者など社会的に弱い立場の人々も排除されることなく、社会の一員として社会に参画し、支え合っていくということを意味する。
補装具	身体障害者の身体の一部の欠損又は機能の障害を補い、日常生活や職業生活を容易にするために用いられる器具の総称。主なものとして、義肢、装具、盲人用安全つえ、補聴器、車いすなどがある。
ボランティア連絡協議会	ボランティア精神に基づき、活動を通して社会福祉の向上、充実を図るとともにボランティアグループ及び個人ボランティアの情報交換をし、相互の交流を図ることを目的とした活動組織。
ま 行	
民生委員・児童委員	厚生労働大臣から委嘱され地域で福祉の相談助言活動に従事している者。各地域に配置され、地域に居住する子育てに悩んでいる人、高齢者・障害者等の福祉に関する様々な相談に応じ、福祉事務所や児童相談所等の各種関係機関への橋渡し等必要な支援活動を行っている。
や 行	
ユニバーサルデザイン	障害の有無、年齢、性別などに関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などをデザインすること。アメリカのロナルド・メイスによって提唱された概念。
要約筆記	難聴者や失聴者などに、会議や講義などの内容を手書きやパソコンで入力した文章で伝えること。
ら 行	
ライフステージ	人間の人生を段階区分したもの。幼少年期、青年期、壮年期、老年期などに分けた段階。
理解促進研修・啓発事業	地域生活支援事業の一つ。市町村が実施する、地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修、啓発イベントの開催等。
理学療法	病気・けが・高齢・障害等によって運動機能が低下した状態にある人に対し、運動機能の維持・改善を目的に運動・温熱・電気・水・光線等の物理的手段を用いて行う治療法。
リハビリテーション	自己・疾病等により障害を受けた人や、長期療養者を対象にして行う、機能回復と社会復帰のための、総合的な療法・指導・訓練。
療育	「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味し、障害児やその家族、障害に関し心配のある方などを対象として、障害の早期発見・早期治療、訓練等による障害の軽減や基礎的な生活能力の向上を図るため、相談、指導、診断、検査、訓練等の支援を行うこと。
療育手帳	知的障害者福祉法により知的障害と判定された方に対して交付される手帳。一貫した指導・相談を行うとともに、各種の支援を受けやすくするために交付される。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う障害福祉サービス。

八郎潟町障がい者計画
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

編集	八郎潟町 健康福祉課 〒018-1692 秋田県南秋田郡八郎潟町字大道80番地 TEL 018-875-5808
----	---